

電気事業法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の四）</p> <p>第二章 電気事業</p> <p>第一節 小売電気事業</p> <p>第一款 事業の登録（第三条の五―第三条の十一）</p> <p>第二款 業務（第三条の十二―第三条の十五）</p> <p>第二節 一般送配電事業</p> <p>第一款 事業の許可（第四条―第十六条）</p> <p>第二款 業務（第十七条―第四十条）</p> <p>第三節 送電事業（第四十一条―第四十五条）</p> <p>第四節 特定送配電事業（第四十五条の二―第四十五条の十八）</p> <p>第五節 発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一）</p> <p>第六節 特定供給（第四十五条の二十二―第四十五条の二十六）</p> <p>第七節 広域的運営</p> <p>第一款 特定自家用電気工作物設置者の届出（第四十五条の二十七・第四十五条の二十八）</p> <p>第二款 供給計画（第四十六条―第四十七条）</p> <p>第八節 あっせん及び仲裁（第四十七条の二―第四十七条の七）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の三）</p> <p>第二章 電気事業</p> <p>第一節 事業の許可等（第四条―第二十一条の三）</p> <p>第二節 業務（第二十二条―第四十七条の三）</p> <p>第三節 あっせん及び仲裁（第四十七条の三の二―第四十七条の三の七）</p> <p>第三章 電気工作物</p> <p>第一節 適用範囲及び定義（第四十七条の四・第四十八条）</p> <p>第二節 事業用電気工作物</p> <p>第一款 技術基準への適合（第四十九条）</p> <p>第二款 自主的な保安（第五十条―第五十六条の三）</p> <p>第二款の二 環境影響評価に関する特例（第六十一条の二―第六十一条の七）</p> <p>第三款 工事計画及び検査（第六十二条―第九十四条の八）</p> <p>第四款 承継（第九十五条）</p> <p>第三節 一般用電気工作物（第九十六条―第百四条）</p> <p>第三章の二 土地等の使用（第百四条の二―第百四条の六）</p> <p>第四章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関</p> <p>第一節 登録安全管理審査機関（第百五条―第百十八条の二）</p>

第三章 電気工作物

第一節 適用範囲及び定義（第四十七条の八―第四十八条の二）

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合（第四十九条）

第二款 自主的な保安（第五十条―第五十六条の三）

第二款の二 環境影響評価に関する特例（第六十一条の二―第六十一条の十）

第三款 工事計画及び検査（第六十二条―第九十四条の八）

第四款 承継（第九十五条）

第三節 一般用電気工作物（第九十六条―第一百四条）

第三章の二 土地等の使用（第一百四条の二―第一百四条の六）

第四章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節 登録安全管理審査機関（第二百五条―第一百八条の二）

第二節 指定試験機関（第一百九条―第二百二十六条）

第三節 登録調査機関（第二百七条―第三百三十二条）

第五章 卸電力取引所（第三百三十二条の二―第三百三十二条の十一）

第六章 雑則（第三百三十三条―第四百十二条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 （略）

第二節 指定試験機関（第一百九条―第二百二十六条）

第三節 登録調査機関（第二百七条―第三百三十二条）

第五章 雑則（第三百三十三条―第四百十二条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 （略）

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇五 (略)

六 「スポット市場」とは、翌日の特定の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場をいう。

七 「一時間前市場」とは、スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる特定の時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場であつて、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引が行われた後、当該時間帯の開始の一時間前までの間に売買取引を行うためのものをいう。

(削る)

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇五 (略)

(新設)

(新設)

(卸電気事業)

第二条 法第二条第一項第三号の経済産業省令で定める要件は、

次の各号のいずれかに該当することとする。

一 一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業の用に供することを主たる目的とする発電用の電気工作物の出力の合計が、二百万キロワットを超えること。

二 専ら一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気に係る振替供給を行う事業(当該振替供給を十年以上の期間にわたり行うことを約しているものであり、その供給電力が千キロワットを超えるもの又は当該振替供給を五年以上の期間にわたり行うことを約しているものであり、その供給電力が十万キロワットを超えるもの。)の用に供する変電、送電及び配電用の電気工作物であること。

(電気の使用者の需要規模)

(削る)

第二条の二 法第二条第一項第七号の経済産業省令で定める要件は、次項に定める一の需要場所における電気の使用者の需要が、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 沖縄電力株式会社の供給区域以外の地域において一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路又は高圧電線路から受電する者であつて、使用最大電力が原則として五十キロワット以上の者の需要

二 沖縄電力株式会社の供給区域内において一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路から受電する者であつて、使用最大電力が原則として二千キロワット以上の者の需要

2 前項の一の需要場所は、事業開始地点以外の場所であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 一の建物内（集合住宅その他の複数の者が所有し、又は占有している一の建物内であつて、一般電気事業者以外の者が設置する受電設備を介して電気の供給を受ける当該一の建物内の全部又は一部が存在する場合には、当該全部又は一部）

二 さく、へいその他の客観的な遮断物によつて明確に区画された一の構内

三 隣接する複数の前号に定める構内であつて、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの

四 道路その他の公共の用に供せられる土地（前二号に掲げるものを除く。）において、一般電気事業者以外の者が設置する受電設備を介して電気の供給を受ける街路灯その他の施設が設置されている部分

(卸供給)

第三条 法第二条第一項第十一号の経済産業省令で定める電気の

(削る)

(密接な関係)

第二条 法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物
- 二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物

第三条 法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要は、一の需要場所ごとに次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の需要
- 二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の需要

2 | 前項の「一の需要場所」とは、次の各号のいずれかに該当

供給は、次のとおりとする。

- 一 供給の相手方たる一般電気事業者との間で十年以上の期間にわたり行うことを約している電気の供給であつて、その供給電力が千キロワットを超えるもの
- 二 供給の相手方たる一般電気事業者との間で五年以上の期間にわたり行うことを約している電気の供給であつて、その供給電力が十キロワットを超えるもの

(密接な関係)

第三条の二 法第二条第一項第十四号ハの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が設置する非電気事業用電気工作物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者が設置する非電気事業用電気工作物
- 二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者が設置する非電気事業用電気工作物

第三条の三 法第二条第一項第十四号ハの経済産業省令で定める密接な関係を有する者の特定規模需要は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の特定規模需要
- 二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の特定規模需要

(新設)

するものとする。

一 一の建物内（集合住宅その他の複数の者が所有し、又は占有している一の建物内であつて、一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する受電設備を介して電気の供給を受ける当該一の建物内の全部又は一部が存在する場合には、当該全部又は一部）

二 柵、塀その他の客観的な遮断物によつて明確に区画された一の構内

三 隣接する複数の前号に掲げる構内であつて、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの

四 道路その他の公共の用に供せられる土地（前二号に掲げるものを除く。）において、一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する受電設備を介して電気の供給を受ける街路灯その他の施設が設置されている部分

（離島）

第三条の二 法第二条第一項第八号イの経済産業省令で定める離島は、別表第一の上欄に掲げる区域を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる離島とする。

（送電事業に係る送電用の電気工作物の要件）

第三条の三 法第二条第一項第十号の経済産業省令で定める要件は、専ら一般送配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業者若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給を行う事業（当該振替供給を十年以上の期間にわたり行うことを約しているものであり、その供給電力が千キロワットを超えるもの又は当該振替供給を五年以上の期間にわたり行うことを約し

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

ているものであり、その供給電力が十キロワットを超えるもの。）の用に供する送電用の電気工作物であることとする。

（発電事業に係る発電用の電気工作物の要件）

第三条の四 法第二条第一項第十四号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する発電用の電気工作物（以下「特定発電用電気工作物」という。）であつて、それぞれの接続最大電力（特定発電用電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物（一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物であつて、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物であつて、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物とを直接に電氣的に接続する地点（次項において「接続地点」という。）における最大の電力をいう。第四十五条の十九第二項第二号において同じ。）のうち小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業（第三号において「小売電気事業等」という。）の用に供するためのもの（第二号において「小売電気事業等用接続最大電力」という。）の合計が一万キロワットを超えることとする。

一 出力が千キロワット以上であること。

二 出力の値に占める小売電気事業等用接続最大電力の値の割合が五十パーセント（出力が十キロワットを超える場合にあつては、十パーセント）を超えるものであること。

三 発電する電気の量（発電のために使用するものを除く。）に占める小売電気事業等の用に供するためのものの割合が五十パーセント（出力が十キロワットを超える場合にあつては、十パーセント）を超えることと見込まれること。

（新設）

2| 前項の規定の適用については、同一の接続地点に接続している二以上の発電用の電気工作物は、一の発電用の電気工作物とみなす。

第二章 電気事業

第一節 小売電気事業

第一款 事業の登録

(小売電気事業の登録申請)

第三条の五 法第二条の三第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

2| 法第二条の三第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二 その行う小売電気事業以外の事業の概要

3| 法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法第二条の五第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

二 様式第一の二の小売電気事業遂行体制説明書

三 様式第一の三の苦情等処理体制説明書

四 申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

五 申請者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

六 申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が小売電気事業を営むことについての議決に係る議会の会議

第二章 電気事業

(新設)

(新設)

(新設)

録の写し

- 七 申請者が推進機関の会員でない場合にあつては、当該申請者が推進機関に加入する手続をとつたことを証する書類
- 四 経済産業大臣は、法第二条の三第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、他の者からその小売電気事業の用に供するための電気の供給を受ける場合における当該電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

(軽微な変更)

第三条の六 法第二条の六第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 変更後の供給能力として見込まれる値(変更がない場合にあつては直近供給能力値をいう。以下この条において「変更後供給能力値」という。)を、変更後の最大需要電力として見込まれる値(変更がない場合にあつては直近需要電力値をいう。以下この条において「変更後最大電力値」という。)で除した値が減少しないもの
- 二 変更後供給能力値を変更後最大電力値で除した値が減少するものであつて、当該値が一・〇八以上であり、かつ、変更後供給能力値のうち、卸電力取引市場からの調達に係る値を除いた値が変更後最大電力値以上であるもの

2 前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。

- 一 変更後最大電力値が百五十キロワット以上増加し、又は変更後最大電力値が直近需要電力値の二倍を超えるもの
- 二 変更後供給能力値が百五十キロワット以上減少し、又は変更後供給能力値が直近供給能力値の二分の一を下回るもの

(新設)

三 沖縄県及び離島（沖縄県に属するものを除く。）の需要に
応ずるために必要な供給能力の確保に関するもの

3 前二項において「直近需要電力値」とは、直近の法第二条の
四第一項（法第二条の六第三項において読み替えて準用する場
合を含む。）の規定により登録された最大需要電力の値をい
、「直近供給能力値」とは、直近の法第二条の四第一項（法第
二条の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の
規定により登録された供給能力の値をいう。

（変更登録の申請）

第三条の七 法第二条の六第二項の申請書は、様式第一の四によ
るものとする。

2 法第二条の六第三項において準用する法第二条の三第二項の
経済産業省令で定める書類は、変更を必要とする理由を記載し
たものとする。

3 経済産業大臣は、法第二条の六第二項の変更登録の申請書を
提出した者に対し、前項の書類のほか、他の者からその小売電
気事業の用に供するための電気の供給を受ける場合における当
該電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の
提出を求めることができる。

（変更の届出）

第三条の八 法第二条の六第四項の規定による法第二条の三第一
項各号（第三号を除く。）に掲げる事項の変更の届出をしよう
とする者は、様式第一の五の小売電気事業者氏名等変更届出書（
同項第一号に掲げる事項に変更があった場合にあつては、当該
変更が行われたことを証する書類を含む。）を経済産業大臣に
提出しなければならない。

（新設）

（新設）

2| 法第二条の六第四項の規定による第三条の六第一項各号に掲げる軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第一の六の小売電気事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(小売電気事業者の地位の承継の届出)

第三条の九 法第二条の七第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第一の七の小売電気事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 当該事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があったことを証する書類

二 小売電気事業者の地位を承継した者が小売電気事業者以外の者である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 法第二条の五第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面

ロ 法人である場合にあつては、当該法人の定款及び登記事項証明書

ハ 法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出)

第三条の十 法第二条の八第一項の規定による小売電気事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第一の八の小売電気事業休止(廃止)届出書に同条第三項の規定によりその小売供給の相手方に対し周知させるために行つた措置の内容を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2| 法第二条の八第二項の規定による小売電気事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第一の九の解散届出書を

(新設)

(新設)

経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知)

第三条の十一 法第二条の八第三項の規定により周知させようとする小売電気事業者は、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、その事業を休止し、又は廃止しようとする旨をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなければならない。

- 一 訪問
- 二 電話
- 三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付
- 四 電子メールの送信
- 五 当該小売電気事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたその事業を休止し、又は廃止しようとする旨の情報を電気通信回線を通じて当該小売供給の相手方の閲覧に供する方法

第二款 業務

(供給条件の説明等)

第三条の十二 法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、小売電気事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)を業として行う者(以下「契約媒介業者等」という。)の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 当該小売電気事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 二 当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨及び当該契約媒介業者等の氏名又は名称
- 三 当該小売電気事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯
- 四 当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、当該契約媒介業者等の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯
- 五 当該小売供給契約の申込みの方法
- 六 当該小売供給開始の予定年月日
- 七 当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む）。
- 八 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項
- 九 前二号に掲げるもののほか、当該小売供給を受けようとする者の負担となるものがある場合にあつては、その内容
- 十 前三号に掲げる当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあつては、その内容
- 十一 当該小売供給契約に契約電力又は契約電流容量の定めがある場合にあつては、これらの値又は決定方法
- 十二 供給電圧及び周波数
- 十三 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 十四 当該小売供給に係る料金その他の当該小売供給を受けよ

- うとする者の負担となるものの支払方法
- 十五 一般送配電事業者から接続供給を受けて当該小売供給を行う場合にあっては、託送供給等約款に定められた小売供給の相手方の責任に関する事項
- 十六 当該小売供給契約に期間の定めがある場合にあっては、当該期間
- 十七 当該小売供給契約に期間の定めがある場合にあっては、当該小売供給契約の更新に関する事項
- 十八 当該小売供給の相手方が当該小売供給契約の変更又は解除の申出を行うおとする場合に於ける当該小売電気事業者（当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、当該契約媒介業者等を含む。）の連絡先及びこれらの方法
- 十九 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に期間の制限がある場合にあっては、その内容
- 二十 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に伴う違約金その他の当該小売供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容
- 二十一 前二号に掲げるもののほか、当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に係る条件等がある場合にあっては、その内容
- 二十二 当該小売電気事業者からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に関する事項
- 二十三 その小売電気事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の事項をその行う小売供給の特性とする場合又は当該契約媒介業者等が小売電気事業者が行う小売供給（その小売電気事業の用に供する発電用の電気工作物の原

動力の種類その他の事項をその行う小売供給の特性とするものに限る。)に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、その内容及び根拠

二十四 当該小売供給の相手方の電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に制限がある場合にあつては、その内容

二十五 前各号に掲げるもののほか、当該小売供給に係る重要な供給条件がある場合にあつては、その内容

2 小売電気事業者(特定契約(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特措法」という。))第四条第一項に規定する特定契約をいう。第四十五条の十五第二項において同じ。))に基づき再生可能エネルギー電気(同法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下この項及び第四十五条の十五第二項において同じ。))を調達し、当該調達した再生可能エネルギー電気について交付金(同法第八条第一項の交付金をいう。第四十五条の十五第二項において同じ。))の交付を受けている小売電気事業者に限る。)及び当該小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の媒介等を業として行う者は、法第二条の十三第一項の規定による説明をする場合には、当該調達した再生可能エネルギー電気がその発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという付加価値が、同法第十六条の賦課金を支払った電気の使用者に帰属することを踏まえ、当該付加価値を訴求することなく、当該説明をしなければならない。

3 小売電気事業者又は小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者(以下この条及び次条において「取次業者」という。))が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第一項の規定によ

る説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十六号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4 | 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるものとする。ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5 | 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要について行えば足りるものとする。ただし、当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

6 | 法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 | 法第二条の十三第二項の書面を交付することなく電話により同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

二 | 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合であつて、法第二条の十三第

二項の書面を交付することなく同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

三 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限り。）であつて、法第二条の十三第二項の書面を交付することなく同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

7 小売電気事業者等（法第二条の十三第一項に規定する小売電気事業者等をいう。以下同じ。）は、前項第一号に掲げる場合においては、法第二条の十三第一項の規定による説明を行った後遅滞なく、小売供給を受けようとする者に対し、同条第二項の書面を交付しなければならない。

8 法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項とする。

9 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十六号に掲げる事項とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

10 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項のうち

当該変更しようとするものとする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

11 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

12 法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第八項、第九項本文、第十項本文又は前項本文に規定する事項（以下この条において「説明時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあっては、当該ファイルに記録された説明時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受け

ようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された説明時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの。

三 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法

13 小売電気事業者等は、法第二条の十三第三項の規定により、前項各号に掲げる方法により説明時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあつたときは、その者に対し、説明時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

(書面の交付)

第三条の十三 法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をした場合に限る。)であつて、同項の書面を交付しないことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合とする。

2 法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 当該小売電気事業者の登録番号

二 当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨

三 前条第一項第三号から第二十五号まで(第五号を除く。)に掲げる事項(小売電気事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合にあつては、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せ

(新設)

に応じることができるときは、時間帯を除く。）

四 供給地点特定番号（小売供給を受けようとする者の需要場所を特定することができる番号をいう。以下この条において同じ。）

3 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合における法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項第十六号に掲げる事項及び供給地点特定番号とする。ただし、法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項、前条第一項第十六号に掲げる事項並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ない場合には、この限りでない。

4 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（第一項に規定する場合を除く。）における法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したもの及び供給地点特定番号とする。ただし、同項第一号及び第二号に掲げる事項、第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したもの並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ない場合には、この限りでない。

5 法第二条の十四第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられ

たファイルに記録された法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項各号に掲げる事項又は第三項本文若しくは前項本文に規定する事項（以下この条において「契約締結時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあつては、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法

6 小売電気事業者等は、法第二条の十四第二項の規定により、前項各号に掲げる方法により契約締結時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあつたときは、その者に対し、契約締結時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

（電磁的方法の種類及び内容）

第三条の十四 令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 第三条の十二第十二項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、小売電気事業者等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

（新設）

(小売電気事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第三条の十五 令第二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、小売電気事業者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができもの

二 当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供し、当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法

三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

第二節 一般送配電事業

第一款 事業の許可

(一般送配電事業の許可申請)

第四条 法第四条第一項の申請書は、様式第一の十によるものとする。

2 (略)

3 法第四条第二項の事業収支見積書は、事業開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度について、様式第三により作成するも

(新設)

第一節 事業の許可等

(新設)

(事業の許可申請)

第四条 法第四条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

2 (略)

3 法第四条第二項の事業収支見積書は、事業開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度について、様式第三により作成するも

のとする。

4 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 一般送配電事業の用に供する電気工作物（配電用のものを除く。）の概要及び供給区域の境界を明示した地形図

二 (略)

三 電力潮流図

四 一般送配電事業の用に供する変電所又は発電所の主要設備の配置図

(削る)

五 他の一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を供給する場合にあつては、その供給の相手方との契約書の写し

(削る)

六 他の者から一般送配電事業の用に供するための電気の供給を受ける場合にあつては、その供給をする者との契約書の写し

七 (略)

八 様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書

(削る)

九 申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員履歴書

のとする。

4 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 電気事業の用に供する電気工作物（配電用のものを除く。）の概要及び一般電気事業又は特定電気事業に係る場合は、供給区域の境界又は供給地点の位置を明示した地形図並びに

特定電気事業に係る場合は、供給地点を記載した図面

二 (略)

三 一般電気事業に係る場合は、電力潮流図

四 電気事業の用に供する発電所又は変電所の主要設備の配置図

五 一般電気事業又は卸電気事業に係る場合は、発電原価計算書

六 一般電気事業又は卸電気事業に係る場合であつて、一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する場合は、その供給の相手方との契約書の写し

七 特定電気事業に係る場合は、その電気の使用者又はその電気の使用者を代表する者との契約書の写し

八 他から電気事業の用に供するための電気の供給を受ける場合は、その供給をする者との契約書の写し

九 (略)

(新設)

十 申請者が地方公共団体である場合は、電気事業を営むことについての議会の会議録の写し

十一 申請者が会社又は法人である組合（以下「組合」という。）である場合は、その者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員履歴書

十 申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

十一 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が一般送配電事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

十二 一般送配電事業の用に供する水力発電所を設置する場合において、発電水力に関する水利使用について行政庁の許可又は登録を要するときは、その許可書又は登録書の写し（許可又は登録の申請をしている場合にあっては、その申請書の写し）

十三 申請者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該申請者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

5 経済産業大臣は、法第三条の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（事業開始の届出）

第五条 法第七条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第五の事業開始届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（供給区域の変更の許可申請）

第六条 法第八条第一項の規定により供給区域の変更の許可を受けようとする者は、様式第六の供給区域変更許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 供給区域を増加する場合には、増加する区域に対し

十二 申請者が会社又は組合の発起人である場合は、その会社又は組合の定款及び役員となるべき者の履歴書

（新設）

十三 電気事業の用に供する水力発電所又は原子力発電所を設置する場合において、発電水力に関する水利使用又は原子炉について行政庁の許可又は登録を要するときは、その許可書又は登録書の写し（許可又は登録の申請をしている場合は、その申請書の写し）

（新設）

（新設）

（事業開始の届出）

第五条 法第七条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第四の事業開始届出書を提出しなければならない。

（供給区域の変更の許可申請）

第六条 法第八条第一項の規定により供給区域の変更の許可を受けようとする者は、様式第五の供給区域変更許可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一・二 （略）

三 供給区域を増加する場合は、増加する区域に対し電気の供

電気の供給を開始する日以後十年内の日を含む毎事業年度におけるその区域内の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類

四 供給区域を増加する場合には、所要資金の額及び調達方法を記載した書類

五 供給区域を増加する場合には、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

六 (略)

七 供給区域の増加に伴い他の者から電気の供給を受ける場合にあっては、その供給をする者との契約書の写し

八 申請者が地方公共団体である場合には、当該申請者が供給区域を変更することについての議決に係る議会の会議録の写し

2 | 経済産業大臣は、法第八条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(削る)

(削る)

供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度におけるその区域内の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類

四 供給区域を増加する場合は、所要資金の額及び調達方法を記載した書類

五 供給区域を増加する場合は、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

六 (略)

七 供給区域の増加に伴い他の者から電気の供給を受ける場合は、その供給をする者との契約書の写し

八 申請者が地方公共団体である場合は、供給区域の変更についての議会の会議録の写し

(新設)

(供給の相手方の変更の許可申請)

第七条 法第八条第一項の規定により供給の相手方たる一般電気事業者の変更の許可を受けようとする者は、様式第六の供給関係変更許可申請書に次の書類(供給の相手方の減少の場合は、第一号の書類に限る。)を添えて提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類
二 供給の相手方との契約書の写し

(供給地点の変更の許可申請)

第八条 法第八条第一項の規定により供給地点の変更の許可を受

けようとする者は、様式第七の供給地点変更許可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面
- 三 供給地点を増加する場合は、増加する地点に対し電気の供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度におけるその地点内の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類
- 四 供給地点を増加する場合は、所要資金の額及び調達方法を記載した書類
- 五 供給地点を増加する場合は、増加する地点に対し電気の供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書
- 六 供給地点を増加する場合は、送電関係一覧図
- 七 増加する供給地点における電気の使用者又はその電気の使用者を代表する者との契約書の写し
- 八 供給地点の増加に伴い他から電気の供給を受ける場合は、その供給をする者との契約書の写し
- 九 申請者が地方公共団体である場合は、供給地点の変更についての議会の会議録の写し

(軽微な変更)

第八条の二 法第八条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- 一 変更しようとする供給地点を含む全ての供給地点における需要の合計が当該特定電気事業者の最大供給電力（特定電気事業の用に供することができる最大電力をいう。以下この条

(削る)

(削る)

において同じ。)を上回らないと見込まれること。
二 変更しようとする供給地点における需要が五十キロワット未満であり、かつ、最大供給電力の十パーセント未満である
と見込まれること。

(供給地点の変更の届出)

第八条の三 法第八条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第七の二の供給地点変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面
- 三 供給地点を増加する場合は、増加する地点に対し電気の供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度におけるその地点内の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類
- 四 供給地点を増加する場合は、所要資金の額及び調達方法を記載した書類
- 五 供給地点を増加する場合は、増加する地点に対し電気の供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書
- 六 供給地点を増加する場合は、送電関係一覧図
- 七 増加する供給地点における電気の使用者又はその電気の使用者を代表する者との契約書の写し
- 八 供給地点の増加に伴い他から電気の供給を受ける場合は、その供給をする者との契約書の写し
- 九 届出者が地方公共団体である場合は、供給地点の変更についての議会の会議録の写し

(供給区域の増加に伴う事業開始の届出)

第七条 第五条の規定は、法第八条第二項において準用する法第七条第四項の規定による届出をしようとする者に準用する。

(電気工作物の重要な変更)

第八条 法第九条第一項の経済産業省令で定める重要な変更は、次の各号に掲げるものとする。

(削る)

(供給区域等の増加に伴う事業開始の届出)

第九条 第五条の規定は、法第八条第七項において準用する法第七条第四項の規定による届出をしようとする者に準用する。

(電気工作物の重要な変更)

第十条 法第九条第一項の経済産業省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

一 発電用のものに係る変更であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 設置の場所、原動力の種類又は周波数の変更

ロ 出力の変更であつて、その変更する出力が十五キロワット以上又はその者の電気事業の用に供する発電所の出力の合計の二十パーセント以上のもの

二 変電用のものに係る変更であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 設置の場所の変更であつて、電圧三十万ボルト以上のもの又は電圧三十万ボルト未満のものであつて、容量十五万キロボルトアンペア以上若しくは出力十五キロワット以上の周波数変換機器若しくは整流機器の設置を伴うもの若しくは出力がその者の電気事業の用に供する変電所の出力の合計の二十パーセント以上のものを設置することに伴うもの

ロ 設置の場所の変更であつて、廃止することに伴うもの

ハ 周波数の変更

ニ 電圧三十万ボルト以上のものの出力の変更であつて、その変更する出力が三十万キロボルトアンペアを超えるもの又はその者の電気事業の用に供する変電所の出力の合計の

- 一 (略)
- 二 変電用のものに係る変更であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 設置の場所の変更であつて、電圧三十万ボルト以上のもの又は電圧三十万ボルト未満のものであつて、容量十五万キロボルトアンペア以上若しくは出力十五万キロワット以上の周波数変換機器若しくは整流機器の設置を伴うもの若しくは出力がその者の電気事業の用に供する変電所の出力の合計の二十パーセント以上のものを設置することに伴うもの
- ロ 設置の場所の変更であつて、廃止することに伴うもの
- ハ 周波数の変更
- ニ 電圧三十万ボルト以上のものの出力の変更であつて、その変更する出力が三十万キロボルトアンペアを超えるもの又はその者の電気事業の用に供する変電所の出力の合計の二十パーセント以上のもの
- ホ 電圧三十万ボルト未満のものの出力の変更であつて、周波数変換機器若しくは整流機器の容量を十五万キロボルトアンペア以上とし、又はこれらの出力を十五万キロワット以上とすることに伴うもの
- 三 発電用のものに係る変更であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 設置の場所、原動力の種類又は周波数の変更

- 二十パーセント以上のもの
- ホ 電圧三十万ボルト未満のものの出力の変更であつて、周波数変換機器若しくは整流機器の容量を十五万キロボルトアンペア以上とし、又はこれらの出力を十五万キロワット以上とすることに伴うもの
- 三 (略)
- (新設)

(新設)

ロ 出力の変更であつて、その変更する出力が十五万キロワット以上又はその者の電気事業の用に供する発電所の出力の合計の二十パーセント以上のもの

(電気工作物等の変更の届出)

第九条 法第九条第一項の規定による一般送配電事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第七の電気工作物変更届出書に次に掲げる書類(電気工作物の廃止の場合にあつては、第一号の書類に限る。)を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一〜三 (略)

四 変更が変電所又は発電所に係る場合にあつては、その変電所又は発電所の主要設備の配置図

五 (略)

2 法第九条第二項の規定による氏名若しくは名称及び住所又は主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地の変更の届出をしようとする者は、様式第八の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 法第九条第二項の規定による一般送配電事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第七の電気工作物変更届出書を提出しなければならない。

(事業の譲渡し及び譲受けの認可申請)

第十条 法第十条第一項の認可を受けようとする者は、様式第九の事業譲渡譲受認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一〜四 (略)

五 譲受人の譲受けの日以後十年内の日を含む毎事業年度にお

(電気工作物等の変更の届出)

第十一条 法第九条第一項の規定による電気事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第八の電気工作物変更届出書に次の書類(電気工作物の廃止の場合は、第一号の書類に限る。)を添えて提出しなければならない。

一〜三 (略)

四 変更が発電所又は変電所に係る場合は、その発電所又は変電所の主要設備の配置図

五 (略)

2 法第九条第二項の規定による氏名若しくは名称及び住所の変更の届出をしようとする者は、様式第八の二の氏名等変更届出書を提出しなければならない。

3 法第九条第二項の規定による電気事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第八の電気工作物変更届出書を提出しなければならない。

(事業の譲渡し及び譲受けの認可申請)

第十二条 法第十条第一項の認可を受けようとする者は、様式第九の事業譲渡譲受認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一〜四 (略)

五 譲受人の譲受けの日以後五年内の日を含む毎事業年度にお

ける様式第三の事業収支見積書

(削る)

- 六 譲受人が一般送配電事業者以外の者であつて、法人である場合に於ては、その者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員履歴書
 - 七 譲受人が法人の発起人である場合に於ては、その法人の定款及び役員となるべき者の履歴書
 - 八 譲渡人又は譲受人が地方公共団体である場合に於ては、当該譲渡人又は譲受人の譲渡し又は譲受けについての議決に係る議会の会議録の写し
 - 九 譲受人の譲受けの日以後十年内の日を含む毎年度における用途別の需要見込み及び供給の計画を記載した書類
 - 十 譲渡しに係る一般送配電事業に水力発電所が属する場合において、発電水力に関する水利使用に係る権利の譲渡し又は譲受けについて行政庁の承認又は許可を要するときは、その承認書又は許可書の写し（承認又は許可の申請をしている場合に於ては、その申請書の写し）
 - 十一 主たる技術者の履歴書
 - 十二 様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書
- 2 経済産業大臣は、法第十条第一項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(合併及び分割の認可申請)

- 第十一条 法第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十の合併認可申請書又は様式第十一の分割認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない

ける様式第三の事業収支見積書

六 譲渡人又は譲受人が地方公共団体である場合は、譲渡し又は譲受けについての議会の会議録の写し

- 七 譲受人が電気事業者以外の者であつて、会社又は組合である場合は、その者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員履歴書
- 八 譲受人が会社又は組合の発起人である場合は、その会社又は組合の定款及び役員となるべき者の履歴書

(新設)

- 九 譲渡しに係る電気事業に水力発電所又は原子力発電所が属する場合において、発電水力に関する水利使用に係る権利又は原子力発電所の譲渡し又は譲受けについて行政庁の承認又は許可を要するときは、その承認書又は許可書の写し（承認又は許可の申請をしている場合は、その申請書の写し）

(新設)

(新設)

(新設)

(合併及び分割の認可申請)

- 第十三条 法第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十の合併認可申請書又は様式第十の二の分割認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

ない。

一〇三 (略)

四 合併又は分割の日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

五 合併又は分割の日以後十年内の日を含む毎事業年度における用途別の需要見込み及び供給の計画を記載した書類

六 当事者の一方が一般送配電事業者以外の者である場合にあっては、その者の定款、登記事項証明書並びに最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

七 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般送配電事業の全部を承継する法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

(削る)

八 主たる技術者の履歴書

九 様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書

2 経済産業大臣は、法第十条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(一般送配電事業者の地位の承継の届出)

第十二条 法第十一条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第十二の事業承継届出書に事業の相続があつたことを証する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならぬ。

一〇三 (略)

四 合併又は分割の日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

(新設)

五 当事者の一方が電気事業者以外の者である場合は、その者の定款、登記事項証明書並びに最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

六 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により電気事業の全部を承継する法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

七 合併しようとする電気事業者が電気事業の用に供する原子力発電所を設置している場合において、その合併について行政府の認可を受けているとき、又は認可の申請をしているときは、その認可書又は申請書の写し

(新設)

(新設)

(新設)

(電気事業の地位の承継の届出)

第十四条 法第十一条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第十一の電気事業承継届出書を提出しなければならぬ。

(削る)

(設備の譲渡し等)

第十三条 法第十三条第一項の規定による設備譲渡等の届出をしようとする者は、様式第十三の設備譲渡等届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 その設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とすることにより一般送配電事業に及ぼす影響に関する説明書

第十四条 法第十三条第一項ただし書の経済産業省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

一 送電線路、配電線路、変電所、発電所及び給電設備（以下この条において「電気供給に直接必要な設備」という。）

以外の設備

二 (略)

(事業の休止及び廃止の許可申請)

第十五条 法第十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式

第十四の事業休止（廃止）許可申請書に次の各号に掲げる書類

(事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつては、第一号の書類に限る。)を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 一般送配電事業の一部を休止し、又は廃止する場合にあつては、休止し、又は廃止する事業に係る供給区域の境界を明示した地形図

(削る)

第十五条 削除

(設備の譲渡し等)

第十六条 法第十三条第一項の規定による設備譲渡等の届出をしようとする者は、様式第十二の設備譲渡等届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 三 (略)

四 その設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とすることにより電気事業に及ぼす影響に関する説明書

第十七条 法第十三条第一項ただし書の経済産業省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 発電所、変電所、送電線路、配電線路及び給電設備（以下この条において「電気供給に直接必要な設備」という。）

以外の設備

二 (略)

(事業の休止及び廃止の許可申請)

第十八条 法第十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式

第十三の事業休止（廃止）許可申請書に次の書類（事業の全部を休止し、又は廃止する場合は、第一号の書類に限る。）を添えて提出しなければならない。

一 (略)

二 一般の需要に応じ電気を供給する事業の一部を休止し、又は廃止する場合は、休止し、又は廃止する事業に係る供給区域の境界を明示した地形図

三 特定電気事業の一部を休止し、又は廃止する場合は、休止

三 休止し、又は廃止する一般送配電事業に係る電気工作物の概要を記載した書類

四 休止又は廃止の日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

2 経済産業大臣は、法第十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(法人の解散の認可申請)

第十六条 法第十四条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十五の解散認可申請書に解散を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、法第十四条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(削る)

し、又は廃止する事業に係る供給地点の位置を明示した地形図及びその供給地点を記載した図面

四 休止し、又は廃止する事業に係る電気工作物の概要を記載した書類

五 休止又は廃止の日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

(新設)

(法人の解散の認可申請)

第十九条 法第十四条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十四の解散認可申請書に解散を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(新設)

(特定規模電気事業の記載事項)

第十九条の二 法第十六条の二第一項の規定による特定規模電気事業の開始の届出をしようとする者は、様式第十四の二の特定規模電気事業開始届出書を提出しなければならない。

2 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める事項は、供給力として使用する主な発電機の設置場所及び出力とする。

3 法第十六条の二第二項の規定による特定規模電気事業の変更の届出をしようとする者は、様式第十四の三の特定規模電気事業変更届出書を提出しなければならない。

4 法第十六条の二第三項の規定による特定規模電気事業の廃止

(削る)

の届出をしようとする者は、様式第十四の四の特定規模電気事業廃止届出書を提出しなければならない。

(特定規模電気事業者の電線路の届出)

第十九条の三 法第十六条の三第一項の届出をしようとする者は、様式第十四の五の特定規模電気事業者電線路届出書に、第三項に規定する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第十六条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、電線路に関するものにあつては、供給開始予定年月日、設置の場所、電圧、こう長及び送電容量とし、供給場所に関するものにあつては、事業所名その他の供給場所の名称及び住所とする。

3 法第十六条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、送電関係一覧図及び届出に係る電線路に属する供給場所ごとの需要に应ずる電力及び電力量を記載した書類とする。

4 法第十六条の三第七項の規定による変更の届出をしようとする者は、様式第十四の六の特定規模電気事業者電線路変更届出書にその変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

5 法第十六条の三第八項の規定により読み替えて準用する同条第三項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 電線路を介して電気の供給が行われていない場所において、既に届け出られた電線路の増設により特定規模電気事業としての電気の供給を行うおとすることに伴う変更
- 二 電線路に係る変更であつて、次のいずれかに該当するもの以外のもの（前号に掲げるものを除く。）
 - イ 電圧の変更（昇圧に限る。）を伴うもの
 - ロ 電線路のこう長の増加を伴うもの

- ハ 送電容量の増加を伴うもの
三 電線路の廃止その他の供給場所の減少を伴う変更

(特定規模電気事業の地位の承継の届出)

第十九条の四 法第十六条の四第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第十四の七の特定規模電気事業承継届出書を提出しなければならない。

(構内の定義)

第二十条 法第十七条第一項第一号の経済産業省令で定める構内は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内
- 二 隣接する複数の前号に定める構内であつて、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの

(特定供給の許可申請)

第二十条の二 法第十七条第二項の申請書は、様式第十五によるものとする。

2 法第十七条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 供給を必要とする理由を記載した書類
- 二 供給の相手方との契約書の写し
- 三 電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と第二十一条で定める関係を有することに關する説明書
- 四 送電関係一覽図

3 法第十七条第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

- 一 供給する電力及び電力量
- 二 供給開始予定年月日

(密接な関係)

第二十一条 法第十七条第三項第一号の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生産工程、資本関係、人的関係等におけるもの
- 二 取引等(前号の生産工程におけるものを除く。)により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれるもの
- 三 自らが維持し、及び運用する電線路を介して電気を供給する事業を営もうとする場合にあつては、共同して組合を設立し、かつ、当該組合が長期にわたり存続することが見込まれるもの

(特定供給の変更届出)

第二十一条の二 法第十七条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第十五の二の特定供給変更届出書にその変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

(特定供給の廃止届出)

第二十一条の三 法第十七条第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第十五の三の特定供給廃止届出書を提出しなければならない。

第二節 業務

(供給約款)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第二十二條 法第十九條第一項の供給約款は、次の事項について定めるものとする。

- 一 適用区域又は適用範圍
- 二 供給の種別
- 三 供給電圧及び周波数
- 四 料金、一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）第二十一條第二項に規定する基準平均燃料価格及び換算係数並びに同條第四項に規定する基準調整単価
- 五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法（電氣の使用者の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法）
- 六 前二号に掲げるもののほか、電氣の使用者の負担となるものがあるときは、その事項及び金額又は金額の決定の方法
- 七 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 八 送電上の責任の分界
- 九 電氣の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関する制限を設けるときは、その事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、電氣の供給条件又は一般電気事業者及び電氣の使用者の責任に関する事項があるときは、その事項
- 十一 有効期間を定めるときは、その期間
- 十二 実施期日

(削る)

第二十三條 法第十九條第一項の規定による供給約款の設定の認可を受けようとする者は、様式第十六の供給約款設定認可申請書に供給約款の案及び次の書類を添えて提出しなければならない。

(削る)

- 一 一般電気事業供給約款料金算定規則様式第一から第八までにより作成した書類
- 二 電気の利用者の負担となるべき金額（料金を除く。）の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

第二十四条 法第十九条第一項の規定により供給約款の変更の認可を受けようとする者は、様式第十七の供給約款変更認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給約款
- 三 第二十二条第四号の事項の変更（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特措法」という。）第十六条第一項に規定する賦課金の額（以下「賦課金額」という。）若しくはその額に係る表示若しくは請求の方法の変更（以下「賦課金額のみの変更」という。）又は消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）若しくはその額に係る表示若しくは請求の方法の変更（以下「消費税等相当額のみの変更」という。）を除く。）をしようとするときは、一般電気事業供給約款料金算定規則様式第一から第八まで（社会的経済的事情の変動による法第十九条第一項の認可を受けた供給約款で設定した料金を算定した際と同規則第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動に対応する場合にあつては、同規則様式第八の二から第八の六まで）により作成した書類
- 四 第二十二条第五号又は第六号の事項を変更しようとするときは、電気の利用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は

(削る)

金額の決定の方法に関する説明書

第二十四条の二 法第十九条第三項の経済産業省令で定める料金を引き下げられる場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合は、次の各号のいずれかに該当する同条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項又は第七項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この条から第二十四条の五までにおいて「供給約款」という。）の変更に係るもの。以下この条から第二十四条の五までにおいて「供給約款」という。）の変更に係るもの。

一 供給約款により電気の供給を受け、現に電気を使用している者（以下「電気使用者」という。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該電気使用者の負担（以下「料金等」という。）を変更する場合であつて、当該電気使用者の電気の使用量、最大需要電力その他の使用形態並びに当該電気使用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに一般電気の事業の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。）の価格が当該供給約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの電気使用者の支払うべき料金等を合計した額が減少し、かつ、その他の電気使用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合

二 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法を変更する場合であつて、いずれの電気使用者の負担も増加しない場合

三 前二号に掲げるもののほか、電気使用者の負担となる事項を変更する場合であつて、いずれの電気使用者の負担も増加

(削る)

しない場合

四 供給電力若しくは供給電力量の計測方法又は料金調定の方法を変更する場合であつて、いずれの電気使用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合

五 送電上の責任の分界を変更する場合であつて、いずれの電気使用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合

六 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等を変更する場合であつて、いずれの電気使用者に対しても不利なものとならない場合

七 電気使用者が料金を支払うべき義務の発生する日から一般電気事業者が当該電気使用者に対する電気の供給を停止できる日までの期間を変更する場合であつて、いずれの電気使用者に対する期間も短縮されない場合

八 電気の供給を停止できる条件又は電気の需給契約を解除できる条件を変更する場合であつて、いずれの電気使用者に対する条件も不利なものとならない場合

九 電気使用者が選択し得る事項を追加する場合
十 前各号に掲げるもののほか、供給約款の構成又は使用する字句等を変更する場合

第二十四条の三 法第十九条第四項の規定による供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十七の二の供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給約款

三 第二十二条第四号の事項の変更（賦課金額のみの変更又は

(削る)

消費税等相当額のみの変更を除く。)をしようとするとき(次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合を除く。)
三から第八までにより作成した書類

四 第二十二條第四号の事項の変更(賦課金額のみの変更又は消費税等相当額のみの変更を除く。)をしようとするとき(次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合に限る。)
十四までにより作成した書類

五 第二十二條第五号又は第六号の事項を変更しようとするときは、電氣の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

第二十四條の四 法第十九條第六項の他の法律の規定により支払うべき費用の額が増加に対応する場合(一般電氣事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。)
として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する供給約款の変更とする。

一 賦課金額の増加に対応する場合
二 石油石炭税相当額の増加(石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。)
に対応する場合

三 電源開発促進税相当額の増加(電源開発促進税の税率の増加その他の電源開発促進税に関する制度の改正に起因するものに限る。)
に対応する場合

四 消費税等相当額の増加(消費税若しくは地方消費税の税率の増加その他の消費税若しくは地方消費税の制度の改正に起因するもの又は前二号の増加に伴うものに限る。)
に対応す

る場合

(削る)

第二十四条の五 法第十九条第七項の規定による供給約款の変更の届出をしようとする者は、様式第十七の三の供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給約款

三 第二十二条第四号の事項の変更(賦課金額のみの変更又は消費税等相当額のみの変更を除く。)をしようとするときは、一般電気事業供給約款料金算定規則様式第九から第十四までにより作成した書類

四 第二十二条第五号又は第六号の事項を変更しようとするときは、電気の利用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

(選択約款)

第二十五条 法第十九条第十二項の選択約款は、次の事項について定めるものとする。

一 名称

二 目的

三 適用条件

四 供給の種別があるときは、その種別

五 供給電圧及び周波数を定めるときは、その事項

六 料金並びに一般電気事業供給約款料金算定規則第二十一条

第二項に規定する基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する基準調整単価を定めるときは、その事項

七 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法(電気の利用者の負担となるものについて

(削る)

(削る)

は、その金額又は金額の決定の方法)

八 前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがあるときは、その事項及び金額又は金額の決定の方法

九 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
十 送電上の責任の分界

十一 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関する制限を設けるときは、その事項

十二 前各号に掲げるもののほか、電気の供給条件又は一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項があるときは、その事項

十三 有効期間を定めるときは、その期間

十四 実施期日

2 前項第五号から第十二号までの事項は、当該事項について供給約款を準用する場合は、その旨を記載することをもってこれに代えることができる。

第二十六条 法第十九条第十二項の規定による選択約款の設定の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十八の選択約款届出書に当該選択約款及び次の書類を添えて提出しなければならない。

一 当該選択約款が当該一般電気事業者の一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資する理由を記載した書類

二 料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書

2 法第十九条第十二項の規定による選択約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十九の選択約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない

(削る)

- 一、い。変更を必要とする理由を記載した書類
- 二、変更しようとする部分を明らかにした変更前の選択約款
- 三、前条第一項第三号及び第六号から第八号までの事項を変更しようとするときは、料金の算出の根拠又は電気の利用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書

(最終保障約款)

- 第二十六条の二 法第十九条の二第一項の最終保障約款は、次の事項について定めるものとする。
- 一、適用区域又は適用範囲
 - 二、供給の種別があるときは、その種別
 - 三、供給電圧及び周波数
 - 四、料金
 - 五、電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法（電気の利用者の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法）
 - 六、前二号に掲げるもののほか、電気の利用者の負担となるものがあるときは、その事項及び金額又は金額の決定の方法
 - 七、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
 - 八、送電上の責任の分界
 - 九、電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関する制限を設けるときは、その事項
 - 十、前各号に掲げるもののほか、電気の供給条件又は一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項があるときは、その事項
 - 十一、有効期間を定めるときは、その期間

十二 実施期日

(削る)

第二十六条の三 法第十九条の二第一項の規定による最終保障約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十九の二の最終保障約款届出書に当該最終保障約款及び料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書を添えて提出しなければならない。

2 法第十九条の二第一項の規定による最終保障約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十九の三の最終保障約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の最終保障約款
- 三 前条第四号から第六号までの事項を変更しようとするときは、料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書

(供給約款等以外の供給条件の認可申請)

第二十七条 法第二十一条第一項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第二十の供給約款等以外の供給条件認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由を記載した書類
- 二 料金又は電気の使用者の負担となるべき金額を定めようとするときは、料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する

(削る)

説明書

(削る)

(卸供給に係る供給条件)

第二十八条 法第二十二條第一項の規定による料金その他の供給条件の届出をしようとする者は、様式第二十一の卸・融通供給条件届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 供給の相手方との契約書の写し

二 届出をしようとする者が一般電気事業者である場合は、卸供給料金算定規則(平成十一年通商産業省令第百七号)様式第一、第三及び第四により作成した書類

三 届出をしようとする者が卸電気事業者又は卸供給事業者である場合は、卸供給料金算定規則様式第一、第二及び第四により作成した書類

四 届出をした供給条件の変更に係るものであるときは、変更を必要とする理由を記載した書類

2 当初法第二十二條第一項の規定による届出をした料金その他の供給条件の変更に係る同項の規定による届出をする場合であつて、料金を変更する場合(原価又は利潤の変更を伴わない場合に限る。)、料金を変更しない場合、又は消費税等相当額のみを変更する場合には、前項の規定にかかわらず、同項第二号又は第三号の書類を添付することを要しない。

3 当初法第二十二條第一項の規定による届出をした料金その他の供給条件の変更に係る同項の規定による届出をする場合であつて、石油石炭税相当額の変動(石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。)及びその変動に伴う消費税等相当額の変動のみに対応する場合には、第一項第二号中「様式第一、第三及び第四」とあるのは「様式第五及び第六」と、同項第三号中「様式第一、第二及び

「第四」とあるのは「様式第五及び第六」と読み替えるものとする。

4 当初法第二十二條第七項の規定による届出をした特定入札に
応じて落札した供給条件（同条第一項又は第九項の規定による
変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において
同じ。）の変更に係る同条第一項の規定による届出をする場合
であつて、料金を変更する場合（原価又は利潤の変更を伴わな
い場合に限る。）、料金を変更しない場合、又は消費税等相当
額の減少のみの変更をする場合には、第一項の規定にかかわら
ず、同項第二号又は第三号の書類を添付することを要しない。

5 当初法第二十二條第七項の規定による届出をした特定入札に
応じて落札した供給条件の変更に係る同条第一項の規定による
届出をする場合であつて、石油石炭税相当額の減少（石油石炭
税の税率の減少その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因
するものに限る。）及びその減少に伴う消費税等相当額の減少
のみに対応する場合には、第一項第二号中「様式第一、第三及
び第四」とあるのは「様式第五及び第六」と、同項第三号中「
様式第一、第二及び第四」とあるのは「様式第五及び第六」と
読み替えるものとする。

（削る）

第二十九條 法第二十二條第一項第二号の承認を受けようとする
者は、様式第二十二の卸・融通特例承認申請書に次の書類を添
えて提出しなければならない。

- 一 料金その他の供給条件を定め難い理由を記載した書類
- 二 供給の相手方との契約書の写し

（削る）

（入札）

第三十條 法第二十二條第五項の經濟産業省令で定める入札の実

施の方法の要件は、次のとおりとする。

一 募集期間が三月以上であること。

二 次の事項が募集の開始の前に公表されること。

イ 募集期間その他の募集の手続

ロ 募集を行う一般電気事業者自らの応札の有無

ハ 入札により受けようとする卸供給の規模

ニ 入札により受けようとする卸供給の開始時期

ホ 入札により受けようとする卸供給が満たすべき要件

ヘ 入札により受けようとする卸供給を決定するに当たつての評価の方法

ト 卸供給の契約に係る当事者間の負担及び責任に関する事項

チ 募集から調達の開始までの期間が十年を超えるものであるときは、供給を受ける区域内の系統に関する情報

(削る)

第三十一条 法第二十二條第五項の公表は、募集の締切りの日の

三月前から、営業所及び事務所において掲示することにより、これを行わなければならない。

(特定入札に応じて落札した供給条件)

(削る)

第三十二條 法第二十二條第七項の規定による特定入札に応じて

落札した供給条件の届出をしようとする者は、一般電気事業者と卸供給を行うことを約した日から一月以内に、様式第二十三の落札供給条件届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 供給の相手方との契約書の写し

二 当該供給条件を落札した入札に関する説明書

三 次の事項を記載した当該卸供給の用に供する発電用の電気

(削る)

- 工物物に関する説明書
- イ 設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）
- ロ 原動力の種類
- ハ 出力
- ニ 着工予定年月

第三十二条の二 法第二十二條第八項の他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（卸供給を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する特定入札に依りて落札した供給条件（同条第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）の変更とする。

- 一 石油石炭税相当額の増加（石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。）に対応する場合
- 二 消費税等相当額の増加（消費税若しくは地方消費税の税率の増加その他の消費税若しくは地方消費税に関する制度の改正に起因するもの又は前号の増加に伴うものに限る。）に対応する場合

(削る)

第三十二条の三 法第二十二條第九項の規定による特定入札に依りて落札した供給条件の変更の届出をしようとする者は、様式第二十三の二の落札供給条件変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 供給の相手方との契約書の写し
- 三 卸供給に係る料金の変更（消費税等相当額のみの変更を除く）

(削る)

く。)をしようとするときは卸供給料金算定規則様式第五及び第六により作成した書類

四 卸供給の契約に係る供給の相手方の負担に関する事項を変更しようとするときは、供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

(特定電気事業者の供給条件)

第三十三条 法第二十四条第一項の供給条件は、次の事項につい

て定めるものとする。

- 一 適用地点
- 二 供給の種別があるときは、その種別
- 三 供給電圧及び周波数
- 四 料金
- 五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法(電気の利用者の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法)
- 六 前二号に掲げるもののほか、電気の利用者の負担となるものがあるときは、その事項及び金額又は金額の決定の方法
- 七 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 八 送電上の責任の分界
- 九 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関する制限を設けるときは、その事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、電気の供給条件又は特定電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項があるときは、その事項
- 十一 有効期間を定めるときは、その期間
- 十二 実施期日

(削る)

第三十四条 法第二十四条第一項の規定による供給条件の設定の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十四の特定電気事業供給条件届出書に料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書を添えて提出しなければならない。

2 法第二十四条第一項の規定による供給条件の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十五の特定電気事業供給条件変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、第三号及び第四号の書類は、前条第四号から第六号までの事項を変更しようとするものでない場合には、添付することを要しない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件
- 三 料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書
- 四 変更後の供給条件の実施の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

(補完供給契約)

第三十五条 法第二十四条の二第一項の経済産業省令で定める事由は、特定電気事業者のその特定電気事業の用に供する発電用の電気工作物（託送供給により特定電気事業者のその特定電気事業の用に供するものを除く。）に係る検査、補修又は事故とする。

第三十六条 法第二十四条の二第一項の規定により補完供給契約に係る供給条件の認可を受けようとする者は、様式第二十六の

(削る)

(削る)

補完供給契約供給条件認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならぬ。

- 一 供給の相手方との契約書の案
 - 二 料金の算出の根拠又は特定電気事業者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書
- 2 | 法第二十四条の二第一項の規定により補完供給契約に係る供給条件の変更の認可を受けようとする者は、様式第二十七の補完供給契約供給条件変更認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、料金又は特定電気事業者の負担となるべき金額を変更しようとするものでない場合は、第三号の書類を添付することを要しない。
- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
 - 二 供給の相手方との契約書の案
 - 三 料金の算出の根拠又は特定電気事業者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書

第三十七条 削除

(一般電気事業者の振替供給の範囲)

第三十八条 法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める振替供給は、一般電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下この条において同じ。）が行う電気の供給であつて、次のとおりとする。

- 一 一般電気事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、十年以上の期間にわたり行うことを約しているものであり、その供給電力が千キロワットを超えるもの
- 二 一般電気事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、五年以上の期間にわたり行うことを約しているもので

(削る)

(削る)

あり、その供給電力が十万キロワットを超えるもの

三 特定電気事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う一般電気事業者の供給区域以外の地域における事業開始地点の需要に応じて供給する電気に係るもの

四 特定規模電気事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う一般電気事業者の供給区域以外の地域における特定規模需要に応じて供給する電気に係るもの

五 法第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う一般電気事業者の供給区域以外の地域における同号ハに規定する非電気事業用電気工作物を設置する他の者の特定規模需要又は第三条の三各号に掲げる特定規模需要に応じて供給する電気に係るもの

(削る)

(託送供給約款)

第三十九条 法第二十四条の三第一項の託送供給約款は、一般電気事業、特定電気事業及び特定規模電気事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給に関し、振替供給又は接続供給に関する次の事項について定めるものとする。ただし、沖縄電力株式会社にあつては、第一号に掲げる事項について定めることを要しない。

- 一 振替供給に関する部分について定めるべき事項
- イ 適用範囲
- ロ 電気計器及び工事に関する費用の負担の方法(供給の相手方の負担となるものについては、その金額又は金額の決

-
- ハ 定の方法)
ロに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがあるときは、その事項及び金額又は金額の決定の方法
- ニ 契約の申込み方法並びに更新及び解除の要件
- ホ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法
- ト 送電上の責任の分界
- チ イからへまでに掲げるもののほか、電気の供給条件又は一般電気事業者及び供給の相手方の責任に関する事項があるときは、その事項
- リ 有効期間を定めるときは、その期間
実施期日
- 二 接続供給に関する部分について定めるべき事項
- イ 適用範囲
- ロ 料金
- ハ 電気計器及び工事に関する費用の負担の方法(供給の相手方の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法)
- ニ ロ及びハに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがあるときは、その事項及び金額又は金額の決定の方法
- ホ 契約の申込み方法並びに更新及び解除の要件
- ヘ 受電電力及び受電電力量の供給の相手方による通知の方法
- ト 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- チ 供給の停止及び中止並びにその解除に関する要件
- リ 送電上の責任の分界
-

(削る)

又 給電所における指令に関する事項
ル イから又までに掲げるもののほか、電気の供給条件又は

一般電気事業者及び供給の相手方の責任に関する事項があるときは、その事項

ヲ 有効期間を定めるときは、その期間

ワ 実施期日

2 前項第二号ロに規定する事項を定めるに際しては、特定電気事業を営む他の者がその事業開始地点の需要に応ずるために必要とする特定電気事業の用に供するための電気の量の変動(補充供給契約の対象となるものを除く。)若しくは特定規模電気事業を営む他の者がその供給の相手方の需要に応ずるために必要とする特定規模電気事業の用に供するための電気の量の変動又は法第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気の量の変動であつて、三十分を単位として契約電力の三パーセントの範囲内のもを基本とするものとする。ただし、三十分を単位として契約電力の三パーセントの範囲内を超えるものについて定めることを妨げるものではない。

第四十条 法第二十四条の三第一項の規定による託送供給約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十八の託送供給約款届出書に、当該託送供給約款及び次の書類を添えて提出しなければならない。

一 一般電気事業託送供給約款料金算定規則(平成十一年通商産業省令第百六号)様式第一から第八までにより作成した書類

二 供給の相手方の負担となるべき金額(料金を除く。)の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

2 法第二十四条の三第一項の規定による託送供給約款の変更の

届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十九の託送供給約款変更届出書に、その変更後の託送供給約款及び次の書類を添えて提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給約款

三 前条第一項第二号口の事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとするときは、一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第一から第八まで（石油石炭税相当額の変動（石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。）又は電源開発促進税相当額の変動（電源開発促進税の税率の変動その他の電源開発促進税に関する制度の改正に起因するものに限る。）及びこれらの変動に伴う消費税等相当額の変動のみに対応する場合にあつては同規則様式第九から第十三まで、社会的経済的事情の変動による法第二十四条の三第一項の規定により届け出た託送供給約款で設定した料金（同規則第二十九条の二の二又は第二十九条の五の規定により同規則第二十九条の二の二第一項各号に掲げる変動額又は同規則第二十九条の五第一項各号に掲げる変動額を基に変動範囲内発電料金等（同規則第二十九条の二の二第一項に規定する変動範囲内発電料金等をいう。）を算定し、かつ、法第二十四条の三第一項の規定により変更後の託送供給約款を届け出た一般電気事業者にあつては、当該変更後の託送供給約款を届け出る前に定めていた託送供給約款で設定した料金）を算定した際に同規則第四条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動に対応する場合にあつては、同規則様式第十四及び第十五）により

(削る)

作成した書類
四 前条第一項第一号ロ若しくはハ又は同条第一項第二号ハ若しくはニの事項を変更しようとするときは、供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

(削る)

第四十一条 法第二十四条の三第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第三十の託送供給特例承認申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
一 託送供給約款により難い理由を記載した書類
二 供給の相手方との契約書の写し

(削る)

第四十二条 法第二十四条の三第四項の規定による託送供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、営業所及び事務所において掲示することにより、これを行わなければならない。

(卸電気事業者の振替供給の範囲)

第四十二条の二 法第二十四条の四第一項の経済産業省令で定める振替供給は、次のとおりとする。

- 一 一般電気事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、十年以上の期間にわたり行うことを約しているものあり、その供給電力が千キロワットを超えるもの
- 二 一般電気事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、五年以上の期間にわたり行うことを約しているものあり、その供給電力が十キロワットを超えるもの

(卸電気事業者の振替供給)

第四十二条の三 法第二十四条の四第一項の料金その他の供給条

(削る)

(削る)

件は、次の事項について定めるものとする。

- 一 適用範囲
 - 二 料金
 - 三 電気計器及び工事に関する費用の負担の方法（供給の相手方の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法）
 - 四 前二号に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがあるときは、その事項及び金額又は金額の決定の方法
 - 五 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
 - 六 送電上の責任の分界
 - 七 前各号に掲げるもののほか、電気の供給条件又は卸電気事業者及び一般電気事業者の責任に関する事項があるときは、その事項
 - 八 有効期間を定めるときは、その期間
 - 九 実施期日
- 第四十二条の四 法第二十四条の四第一項の規定による料金その他の供給条件の設定の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第三十の二の振替供給条件届出書に料金の算出の根拠又は供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書を添えて提出しなければならない。
- 2 法第二十四条の四第二項の規定による振替供給条件の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第三十の三の振替供給条件変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。
 - 一 変更を必要とする理由を記載した書類

(削る)

- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件
- 三 前条第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、料金の算出の根拠又は供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書

第四十二条の五 法第二十四条の四第一項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第三十の四の振替供給条件届出不要承認申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 法第二十四条の四第一項に規定する振替供給による電気の供給が想定されない理由を記載した書類
- 二 電気の受給地点を示した送電関係一覧図

(一般電気事業者の供給区域外の供給の許可申請)

第四十三条 法第二十五条第一項の許可を受けようとする者は、様式第三十一の供給区域外の供給許可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 供給を必要とする理由を記載した書類
- 二 供給の相手方との契約書の写し
- 三 料金の算出の根拠又は料金決定の方法に関する説明書
- 四 供給することにより一般電気事業に及ぼす影響に関する説明書
- 五 供給するために電気工作物を設置する場合は、その電気工作物の概要並びにその設置のために要する資金の額及び調達方法を記載した書類
- 六 送電関係一覧図

(電圧及び周波数の値)

第四十四条 法第二十六条第一項の経済産業省令で定める電圧の

(削る)

(削る)

(削る)

値は、その電気を供給する場所において次の表の上欄に掲げる標準電圧に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

標準電圧	維持すべき値
百ボルト	百一ボルトの上下六ボルトを超えない値
二百ボルト	二百二ボルトの上下二十ボルトを超えない値

2 法第二十六条第一項の経済産業省令で定める周波数の値は、その者が供給する電気の標準周波数に等しい値とする。

(電圧及び周波数の測定方法等)

第四十五条 法第二十六条第三項の経済産業省令で定める電圧の測定方法は、次のとおりとする。

- 一 測定は、別に告示するところにより選定した測定箇所において行うこと。
 - 二 測定は、測定箇所ごとに、毎年、供給区域又は供給地点を管轄する経済産業局長(中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を含む。)が指定する期間において一回、連続して二十四時間行うこと。
 - 三 同一の発電所又は変電所の引出しに係る配電線路に属する測定箇所における測定は、同一の日時において行うこと。
 - 四 測定は、記録計器を使用して行うこと。
- 2 法第二十六条第三項の経済産業省令で定める周波数の測定方法は、電力系統ごとに、記録計器を使用して常時測定するものとする。

(削る)

- 3 法第二十六条第三項の経済産業省令で定める記録方法は、次のとおりとする。
- 一 電圧の測定の結果については、測定箇所ごとに次の事項を記録すること。
 - イ 標準電圧
 - ロ 測定箇所が属する配電線路の引出しに係る発電所又は変電所の名称及び当該測定箇所に係る高圧配電線路の名称
 - ハ 測定年月日
 - ニ 測定電圧の三十分平均最大値及び三十分平均最小値並びにそれぞれの発生時
 - ホ 測定計器の型式及び番号
 - ヘ 測定者の氏名
 - 二 周波数の測定の結果については、電力系統ごとに次の事項を記録すること。
 - イ 標準周波数
 - ロ 測定周波数の日最大値及び日最小値並びに月間積算周波数偏差
 - ハ 測定計器の型式及び番号
 - ニ 測定者の氏名
 - 三 測定の結果の記録は、三年間保存すること。
- (電磁的方法による保存)
- 第四十五条の二 法第二十六条第三項に規定する測定の結果の記録は、前条第三項に規定する記録方法により、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)により作成し、保存することができる。
- 2 前項の規定による保存をする場合には、同項の測定の結果の

(削る)

第二款 業務

記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにおこななければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(卸供給事業者の届出)

第四十五条の三 法第二十八条の二第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二の卸供給事業開始届出書を提出しなければならない。

2 法第二十八条の二第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 卸供給事業の用に供する発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

二 事業開始年月日

3 法第二十八条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

一 当該届出が法第二十八条の二第二項第一号に係るものである場合 様式第三十一の三の卸供給事業変更届出書

二 当該届出が法第二十八条の二第二項第二号に係るものである場合 様式第三十一の四の卸供給事業廃止届出書

三 当該届出が法第二十八条の二第二項第三号に係るものである場合 様式第三十一の五の卸供給事業休止届出書

4 法第二十八条の二第二項第三号の経済産業省令で定める場合は、卸供給事業を休止した場合とする。

(新設)

(一般送配電事業者の振替供給の範囲)

第十七条 法第十七条第一項の経済産業省令で定める振替供給は、沖縄電力株式会社以外の一般送配電事業者が行う次に掲げる振替供給とする。

一 小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域における需要に応じて供給する電気に係るもの

二 法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域における同号ロに規定する非電気事業者用電気工作物を維持し、及び運用する他の者の需要又は第三条第一項各号に掲げる需要に応じて供給する電気に係るもの

(託送供給等約款において定めるべき事項)

第十八条 法第十八条第一項の託送供給等約款は、小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び発電量調整供給に関し、振替供給又は接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、沖縄電力株式会社にあつては、第一号に掲げる事項について定めることを要しない。

一 振替供給に関する次に掲げる事項

イ 適用範囲

ロ 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

ハ ロに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

ニ 契約の申込み方法並びに契約の更新及び解除に関する事

(新設)

(新設)

- 項
- ホ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法
- ヘ 送電上の責任の分界
- ト イからへまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容
- チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間
- リ 実施期日
- 二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項
- イ 適用範囲
- ロ 料金
- ハ 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第 号）第三十二条第一項に規定する調整を行う場合にあつては、同条第二項に規定する離島基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する離島基準調整単価
- ニ 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項
- ホ ロから二までに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容
- ヘ 契約の申込み方法並びに契約の更新及び解除に関する事項
- ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び受電電力量の供給の相手方による通知の方法
- チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- リ 供給の停止及び中止並びにこれらの解除に関する事項
- 又 送電上の責任の分界

- ル 給電所における指令に関する事項
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容
- ワ 有効期間を定める場合にあつては、その期間
- カ 実施期日

(託送供給等約款の認可の申請)

第十九条 法第十八条第一項の規定による託送供給等約款の設定の認可を受けようとする者は、様式第十六の託送供給等約款認可申請書に託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第一から様式第八までの書類

二 供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2 | 法第十八条第一項の規定により託送供給等約款の変更の認可を受けようとする者は、様式第十七の託送供給等約款変更認可申請書にその変更後の託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款

三 前条第二号ロの事項を変更(消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。))のみの変更を除く。)しようとする場合にあつては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第一から様式第八までの書類

(新設)

四 前条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ニ若しくはホの事項を変更しようとする場合にあつては、供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(託送供給等約款以外の供給条件の認可の申請)

第二十条 法第十八条第二項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第十八の託送供給等特例認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件による託送供給等が必要とする理由を記載した書類
- 二 料金その他の供給の相手方の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(託送供給等約款の変更の届出)

第二十一条 法第十八条第四項の経済産業省令で定める場合は、同条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第二十五条までにおいて単に「託送供給等約款」という。）の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 託送供給等約款により接続供給を受ける者又は発電量調整供給を受ける者（以下「接続供給等利用者」という。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に

(新設)

(新設)

- 発生する当該接続供給等利用者の負担（以下「料金等」という。）を変更する場合であつて、当該接続供給等利用者が受ける接続供給又は発電量調整供給に係る電気の量、最大需要電力その他の利用形態並びに当該接続供給等利用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに一般送配電事業の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。）の価格が当該託送供給等約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの接続供給等利用者の支払うべき料金を合計した額が減少し、かつ、その他の接続供給等利用者の支払うべき料金を合計した額が増加しないと見込まれる場合（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十八条第二項に規定する電気の買取りに係る離島におけるインバランス料金の額が減少する場合を含む。）
- 二 電気計器及び工事に關する費用の負担に關する事項を変更する場合であつて、いずれの託送供給等約款により託送供給を受ける者又は発電量調整供給を受ける者（以下「託送供給等利用者」という。）の負担も増加しない場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、託送供給等利用者の負担となる事項を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者の負担も増加しない場合
- 四 受電電力、受電電力量、供給電力若しくは供給電力量の計測方法又は料金調定の方法を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合
- 五 送電上の責任の分界を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合

- 六 託送供給等利用者が料金を支払うべき義務の発生する日から一般送配電事業者が当該託送供給等利用者に対する電気の供給を停止できる日までの期間を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者に対する期間も短縮されない場合
- 七 電気の供給を停止できる条件又は託送供給等に係る契約を解除できる条件を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者に対する条件も不利なものとならない場合
- 八 託送供給等利用者が選択し得る事項を追加する場合
- 九 前各号に掲げるもののほか、託送供給等約款の構成又は使用する字句等を変更する場合

第二十二条 法第十八条第五項の規定による託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十九の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款
- 三 第十八条第二号口の事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合を除く。）にあつては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第一及び様式第三から様式第八までの書類
- 四 第十八条第二号口の事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合に限る。）にあつては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第九から様式第十三までの書類

（新設）

五 第十八条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ニ若しくはホの事項を変更しようとする場合にあつては、託送供給等利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

第二十三条 法第十八条第七項の他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（一般送配電事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合は、託送供給等約款の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 石油石炭税相当額の増加（石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。）に対応する場合
- 二 電源開発促進税相当額の増加（電源開発促進税の税率の増加その他の電源開発促進税に関する制度の改正に起因するものに限る。）に対応する場合
- 三 消費税等相当額の増加（消費税若しくは地方消費税の税率の増加その他の消費税若しくは地方消費税の制度の改正に起因するもの又は前二号の増加に伴うものに限る。）に対応する場合

第二十四条 法第十八条第八項の規定による託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、様式第二十の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款

（新設）

（新設）

三 第十八条第二号ロの事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合にあつては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第九から様式第十三までの書類

四 第十八条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ニ若しくはホの事項を変更しようとする場合にあつては、託送供給等利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（託送供給等約款の公表）

第二十五条 法第十八条第十二項の規定による託送供給等約款の公表は、その実施の日の十日前から、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（新設）

（最終保障供給に係る約款において定めるべき事項）

第二十六条 法第二十条第一項の最終保障供給に係る約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（新設）

- 一 適用区域又は適用範囲
- 二 供給の種別がある場合にあつては、その種別供給電圧及び周波数
- 三 料金
- 四 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項
- 五 前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあつては、その内容
- 六 契約の申込みの方法及び解除に関する事項
- 七 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 八

九 供給の停止及び中止に関する事項

十 送電上の責任の分界

十一 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関する制限を設ける場合にあつては、その内容

十二 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

十三 有効期間を定める場合にあつては、その期間

十四 実施期日

(最終保障供給に係る約款の届出)

第二十七条 法第二十条第一項の規定による最終保障供給に係る約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十一の最終保障供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 料金の算出の根拠に関する書類

二 電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2 法第二十条第一項の規定による最終保障供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十二の最終保障供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の最終保障供給約款

三 前条第四号から第六号までの事項を変更しようとする場合にあつては、料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担とな

(新設)

るものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

(最終保障供給約款以外の供給条件の承認の申請)

第二十八条 法第二十条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第二十三の最終保障供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由を記載した書類
- 二 料金その他の電気の使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(最終保障供給約款の公表)

第二十九条 法第二十条第四項において準用する法第十八条第十二項の規定による最終保障供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、その供給区域（離島を除く。）における営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(離島供給に係る約款において定めるべき事項)

第三十条 法第二十一条第一項の離島供給に係る約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 適用区域又は適用範囲
- 二 供給の種別がある場合にあつては、その種別
- 三 供給電圧及び周波数
- 四 料金
- 五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する

(新設)

(新設)

(新設)

費用の負担に関する事項

- 六 前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあつては、その内容
- 七 契約の申込みの方法及び解除に関する事項
- 八 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 九 供給の停止及び中止に関する事項
- 十 送電上の責任の分界
- 十一 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関する制限を設ける場合にあつては、その内容
- 十二 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容
- 十三 有効期間を定める場合にあつては、その期間
- 十四 実施期日

(離島供給に係る約款の届出)

- 第三十一条 法第二十一条第一項の規定による離島供給に係る約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十四の離島供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 料金の算出の根拠に関する書類
 - 二 電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書
- 2 法第二十一条第一項の規定による離島供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十五の離島供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の離島供給約款
- 三 前条第四号から第六号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠又は電気の利用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

(離島供給約款以外の供給条件の承認の申請)

第三十二条 法第二十一条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第二十六の離島供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由を記載した書類
- 二 料金その他の電気の利用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(離島供給約款の公表)

第三十三条 法第二十一条第四項において準用する法第十八条第十二項の規定による離島供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、離島を管轄する営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(供給区域外に設置する電線路による供給の許可申請)

第三十四条 法第二十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第二十七の供給区域外に設置する電線路による供給許可申

(新設)

(新設)

(新設)

請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 供給を必要とする理由を記載した書類
- 二 供給の相手方との契約書の写し
- 三 料金の算出の根拠又は料金決定の方法に関する説明書
- 四 供給することにより一般送配電事業に及ぼす影響に関する説明書

五 供給するために電気工作物を設置する場合にあつては、その電気工作物の概要並びにその設置のために要する資金の額及び調達方法を記載した書類

六 送電関係一覧図

2 経済産業大臣は、法第二十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(託送供給に係る協議に関する裁定の申請)

第三十五条 法第二十五条第二項の裁定を申請しようとする者は、様式第二十八の裁定申請書に協議の経過に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(消費税等相当額の表示に係る手続の特例)

第三十六条 第十九条、第二十条、第二十二條、第二十四條、第二十七條、第二十八條、第三十一條、第三十二條及び第三十四条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、消費税等相当額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(賦課金額に係る手続の特例)

第三十七条 第二十七条、第二十八条、第三十一条及び第三十二条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、再エネ特措法第十六条第一項に規定する賦課金の額(以下「賦課金額」という。)又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、賦課金額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

(電圧及び周波数の値)

第三十八条 法第二十六条第一項(法第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の経済産業省令で定める電圧の値は、その電気を供給する場所において次の表の上欄に掲げる標準電圧に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(新設)

標準電圧	維持すべき値
百ボルト	百一ボルトの上下六ボルトを超えない値
二百ボルト	二百二ボルトの上下二十ボルトを超えない値

2 | 法第二十六条第一項の経済産業省令で定める周波数の値は、その者が供給する電気の標準周波数に等しい値とする。

(電圧及び周波数の測定方法等)

第三十九条 法第二十六条第三項（法第二十七条の二十六第一項

において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の経済産業省令で定める電圧の測定方法は、次に掲げるものとする。

一 測定は、別に告示するところにより選定した測定箇所において行うこと。

二 測定は、測定箇所ごとに、毎年、供給区域又は供給地点を管轄する経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を含む。）が指定する期間において一回、連続して二十四時間行うこと。

三 同一の発電所又は変電所の引出しに係る配電線路に属する測定箇所における測定は、同一の日時において行うこと。

四 測定は、記録計器を使用して行うこと。

2 法第二十六条第三項の経済産業省令で定める周波数の測定方法は、電力系統ごとに、記録計器を使用して常時測定するものとする。

3 法第二十六条第三項の経済産業省令で定める記録方法は、次のとおりとする。

一 電圧の測定の結果については、測定箇所ごとに次の事項を記録すること。

イ 標準電圧

ロ 測定箇所が属する配電線路の引出しに係る発電所又は変電所の名称及び当該測定箇所に係る高圧配電線路の名称

ハ 測定年月日

ニ 測定電圧の三十分平均最大値及び三十分平均最小値並びにそれぞれの発生時

ホ 測定計器の型式及び番号

ヘ 測定者の氏名

（新設）

二 周波数の測定の結果については、電力系統ごとに次の事項を記録すること。

イ 標準周波数

ロ 測定周波数の日最大値及び日最小値並びに月間積算周波数偏差

ハ 測定計器の型式及び番号

ニ 測定者の氏名

三 測定の結果の記録は、三年間保存すること。

(電磁的方法による保存)

第四十条 法第二十六条第三項に規定する測定の結果の記録は、前条第三項に規定する記録方法により、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)により作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の測定の結果の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第三節 送電事業

(送電事業の許可申請)

第四十一条 法第二十七条の五第一項の申請書は、様式第二十九によるものとする。

2 法第二十七条の五第二項の事業計画書は、様式第二によるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

- 3 法第二十七条の五第二項の事業収支見積書は、事業開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度について、様式第三により作成するものとする。
- 4 法第二十七条の五第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - 一 送電事業の用に供する電気工作物の概要
 - 二 送電関係一覧図
 - 三 送電事業の用に供する変電所の主要設備の配置図
 - 四 一般送配電事業者の小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給を行うことを約している場合にあつては、その供給の相手方との契約書の写し
 - 五 主たる技術者の履歴書
 - 六 様式第三十の送電事業遂行体制説明書
 - 七 申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書
 - 八 申請者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書
 - 九 申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が送電事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し
 - 十 申請者が推進機関の会員でない場合にあつては、当該申請者が推進機関に加入する手続をとつたことを証する書類
- 5 経済産業大臣は、法第二十七条の四の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(送電事業者の振替供給の範囲)

第四十二条 法第二十七条の十一第一項の経済産業省令で定める振替供給に係る契約の要件は、次に掲げるものとする。

一 小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であつて、十年以上の期間にわたり行うこと及びその供給電力が千キロワットを超えるものであることを約するもの

二 小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であつて、五年以上の期間にわたり行うこと及びその供給電力が十キロワットを超えるものであることを約するもの

(送電事業者の振替供給条件において定めるべき事項)

第四十三条 法第二十七条の十一第一項の料金その他の供給条件は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 適用範囲

二 料金

三 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

四 前二号に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

五 契約の更新及び解除に関する事項

六 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

七 送電上の責任の分界

八 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は送電事業者及び

(新設)

(新設)

一般送配電事業者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

- 九 有効期間を定める場合にあつては、その期間
十 実施期日

(振替供給条件の届出)

第四十四条 法第二十七条の十一第一項の規定による料金その他の供給条件の設定の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第三十一の振替供給条件届出書に料金の算出の根拠及び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十一第一項の規定による振替供給条件の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第三十一の二の振替供給条件変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件
- 三 前条第二号から第四号までの事項を変更しようとする場合にあつては、料金の算出の根拠及び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(準用)

第四十五条 第五条から第十六条までの規定は送電事業者に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

<p>第六條第一項 第二号</p>		<p>第六條第一項</p>	<p>第六條</p>	<p>第六條の見出し</p>	<p>第五條</p>
<p>増加し、又は減少する供給区域の境</p>	<p>様式第六の供給区域変更許可申請書に次の各号に掲げる書類</p>	<p>供給区域</p>	<p>法第八條第一項</p>	<p>供給区域</p>	<p>法第七條第四項</p>
<p>振替供給の相手方との契約書の写し</p>	<p>様式第三十一の三の振替供給関係変更許可申請書に第一号及び第二号に掲げる書類（振替供給の相手方の減少の場合にあつては、第一号の書類に限る。）</p>	<p>振替供給の相手方たる一般送配電事業者</p>	<p>法第二十七條の十二において読み替えて準用する法第八條第一項</p>	<p>振替供給の相手方たる一般送配電事業者</p>	<p>法第二十七條の十二において読み替えて準用する法第七條第四項</p>

第九條第一項	第八條		第七條	第七條の見出し	第六條第二項	
法第九條第一項	次の各号	法第九條第一項	法第八條第二項	供給区域	前項各号	図 界を明示した地形
法第二十七條の十二において読み替えて準用する法第九條第一項	第一号及び第二号	法第二十七條の十二において読み替えて準用する法第九條第一項	法第二十七條の十二において読み替えて準用する法第八條第二項	振替供給の相手方たる一般送配電事業者	前項第一号及び第二号(振替供給の相手方の減少の場合にあつては、第一号に限る。)	

第九條第一項 第四号	變電所又は發電所	變電所
第九條第二項 及び第三項	法第九條第二項	法第二十七條の十二 において読み替えて 準用する法第九條第 二項
第十條	法第十條第一項	法第二十七條の十二 において準用する法 第十條第一項
第十條第一項	次の各号	第一号から第八号ま で、第十一号及び第 十二号
第十條第一項 第五号	十年	五年
第十條第一項 第十二号	様式第四の一般送 配電事業遂行体制 説明書	様式第三十の送電事 業遂行体制説明書
第十條第二項	前項各号	前項第一号から第八 号まで、第十一号及 び第十二号

第十四条	第十三条	第十二条	第十一条第二項	第十一条第一項第九号	第十一条第一項第四号	第十一条第一項	第十一条
法第十三条第一項	法第十三条第一項	法第十一条第二項	前項各号	様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書	十年	次の各号	法第十条第二項
法第二十七条の第十二	法第二十七条の十二 において準用する法 第十三条第一項	法第二十七条の十二 において準用する法 第十一条第二項	前項第一号から第四号まで及び第六号から第九号まで	様式第三十の送電事業遂行体制説明書	五年	第一号から第四号まで及び第六号から第九号まで	法第二十七条の十二 において準用する法 第十条第二項

第三十六条の規定は前条の届出書の提出に準用する。

第四節 特定送配電事業

第十五条	第十五条第一項	第十五条第一項第四号	第十五条第二項	第十六条
送電線路、配電線路、変電所、発電所及び給電設備	法第十四条第一項	次の各号	十年	法第十四条第二項
送電線路、変電所及び給電設備	法第二十七条の十二 第十四条第一項	第一号、第三号及び第四号	五年	法第二十七条の十二 第十四条第二項
第十三条第一項		前項第一号、第三号及び第四号	前項各号	

(新設)

(特定送配電事業の届出)

第四十五条の二 法第二十七条の十三第一項の規定による特定送配電事業の届出をしようとする者は、様式第三十一の四の特定送配電事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十三第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二 送電用及び配電用の電気工作物のこう長及び送電容量

三 小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業者又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあつては、その託送供給の相手方及びその内容

3 法第二十七条の十三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 特定送配電事業の用に供する電気工作物の概要(配電用のものを除く。)及び供給地点の位置を明示した地形図並びに供給地点を記載した図面

二 送電関係一覧図

三 特定送配電事業の用に供する変電所又は発電所の主要設備の配置図

四 特定送配電事業の用に供する電気工作物に属する供給地点ごとの需要に应ずる電力及び電力量を記載した書類

五 小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業者又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあつては、その託送供給の相手方との契約書の写し

六 届出者が法人である場合にあつては、当該届出者の定款及び登記事項証明書

(新設)

七 届出者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

八 届出者が推進機関の会員でない場合にあつては、当該届出者が推進機関に加入する手続をとつたことを証する書類

(供給地点の変更の届出)

第四十五条の三 法第二十七条の十三第七項の規定による供給地点の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の五の供給地点変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十三第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面

三 供給地点を増加する場合にあつては、送電関係一覧図

四 増加する供給地点において小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあつては、その託送供給の相手方との契約書の写し

(電気工作物の変更の届出)

第四十五条の四 法第二十七条の十三第七項の規定による特定送配電事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の六の電気工作物変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十三第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるもの(電気工作物の廃止の場合にあつては、第一号の書類に限る。)とする。

(新設)

(新設)

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更工事の概要の説明書
- 三 変更に係る電気工作物の概要を明示した地形図
- 四 変更が変電所又は発電所に係る場合にあつては、その変電所又は発電所の主要設備の配置図
- 五 送電関係一覧図

(軽微な変更)

- 第四十五条の五 法第二十七条の十三第八項の規定により読み替えて準用する同条第三項の経済産業省令で定める軽微な変更は、配電用の電気工作物に係るものであつて、次に掲げるものとする。
- 一 配電用の電気工作物を介して電気の供給が行われていない場所において、既に届け出られた配電用の電気工作物の増設により特定送配電気事業としての電気の供給を行おうとすることに伴うもの
 - 二 次のいずれかに該当するもの以外のもの（前号に掲げるものを除く。）
 - イ 電圧の変更（昇圧に限る。）を伴うもの
 - ロ 配電用の電気工作物のこう長の増加を伴うもの
 - ハ 送電容量の増加を伴うもの
 - 三 配電用の電気工作物の廃止その他の供給地点の減少を伴う変更

(氏名等の変更の届出)

- 第四十五条の六 法第二十七条の十三第九項の規定による同条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の七の氏名等変更届出

(新設)

(新設)

書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(小売供給の登録申請)

第四十五条の七 法第二十七条の十六第一項の申請書は、様式第三十一の八によるものとする。

2 法第二十七条の十六第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二 その行う特定送配電事業以外の事業の概要

3 法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法第二十七条の十八第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面

二 様式第三十一の九の小売供給遂行体制説明書

三 様式第一の三の苦情等処理体制説明書

四 申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

五 申請者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

六 申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が小売供給を行う事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

4 経済産業大臣は、法第二十七条の十六第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、他の者からその小売供給を行う事業の用に供するための電気の供給を受ける場合における当該電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

(新設)

(軽微な変更)

第四十五条の八 法第二十七条の十九第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 変更後の供給能力として見込まれる値(変更がない場合にあっては直近供給能力値をいう。以下この条において「変更後供給能力値」という。)を変更後の最大需要電力として見込まれる値(変更がない場合にあっては直近需要電力値をいう。以下この条において「変更後最大電力値」という。)で除した値が減少しないもの

二 変更後供給能力値を変更後最大電力値で除した値が減少するものであって、当該値が一・〇八以上であり、かつ、変更後供給能力値のうち、卸電力取引市場からの調達に係る値を除いた値が変更後最大電力値以上であるもの

前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一 変更後最大電力値が百五十キロワット以上増加し、又は変更後最大電力値が直近需要電力値の二倍を超えるもの

二 変更後供給能力値が百五十キロワット以上減少し、又は変更後供給能力値が直近供給能力値の二分の一を下回るもの

三 沖縄県及び離島(沖縄県に属するものを除く。)の需要に
応ずるために必要な供給能力の確保に関するもの

3 | 前二項において「直近需要電力値」とは、直近の法第二十七条の十七第一項(法第二十九条の十九第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により登録された最大需要電力の値をいい、「直近供給能力値」とは、直近の法第二十七条の十七第一項(法第二十九条の十九第三項において読み替えて

(新設)

準用するを含む。)の規定により登録された供給能力の値をいう。

(変更登録の申請)

第四十五条の九 法第二十七条の十九第二項の申請書は、様式第三十一の十によるものとする。

2 法第二十七条の十九第三項において準用する法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で定める書類は、変更を必要とする理由を記載したものとする。

3 経済産業大臣は、法第二十七条の十九第二項の変更登録の申請書を提出した者に対し、前項の書類のほか、他の者からその小売供給の用に供するための電気の供給を受ける場合における当該電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

(変更の届出)

第四十五条の十 法第二十七条の十九第四項の規定による法第二十七条の十六第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の十一の小売供給氏名等変更届出書(同項第一号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類を含む。)を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十九第四項の規定による第四十五条の八第一項各号に掲げる軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の十二の小売供給変更届出書に、変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(小売供給の休止及び廃止の届出)

第四十五条の十一 法第二十七条の二十第一項の規定による小売供給の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第三十一の十三の小売供給休止(廃止)届出書に、同条第二項の規定によりその小売供給の相手方に対し周知させるために行った措置の内容を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

(小売供給の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知)

第四十五条の十二 法第二十七条の二十第二項の規定により周知させようとする登録特定送配電事業者は、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、その小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなければならない。

(新設)

- 一 訪問
- 二 電話
- 三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付
- 四 電子メールの送信
- 五 当該登録特定送配電事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたその事業を休止し、又は廃止しようとする旨の情報を電気通信回線を通じて当該小売供給の相手方の閲覧に供する方法

(特定送配電事業者の地位の承継の届出)

第四十五条の十三 法第二十七条の二十四第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三十一の十四の特定送配電事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

- 一 当該事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があつたことを証する書類
- 二 特定送配電事業者の地位を承継した者が特定送配電事業者以外の者である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 法人である場合にあつては、当該法人の定款及び登記事項証明書
 - ロ 法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款
- 三 当該事業が小売供給を行うものに係るものである場合にあつては、法第二十七条の十八第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

第四十五条の十四 法第二十七条の二十五第一項の規定による事業の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第三十一の十五の特定送配電事業休止（廃止）届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

- 一 休止し、又は廃止する事業に係る託送供給地点の位置を明示した地形図及びその供給地点を記載した図面
- 二 休止し、又は廃止する事業に係る電気工作物の概要を記載した書類

2 法第二十七条の二十五第二項の規定による特定送配電事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第三十一の十六の解散届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（供給条件の説明等）

第四十五条の十五 法第二十七条の二十六第三項において読み替

（新設）

（新設）

- えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、登録特定送配電事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。
- 一 当該登録特定送配電事業者の氏名又は名称及び登録番号
 - 二 当該契約媒介業者等が当該小売供給に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨及び当該契約媒介業者等の氏名又は名称
 - 三 当該登録特定送配電事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯
 - 四 当該契約媒介業者等が当該小売供給に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、当該契約媒介業者等の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯
 - 五 当該小売供給に関する契約の申込みの方法
 - 六 当該小売供給開始の予定年月日
 - 七 当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）
 - 八 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項
 - 九 前二号に掲げるもののほか、当該小売供給を受けようとする者の負担となるものがある場合にあつては、その内容
 - 十 前三号に掲げる当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあつては、その内容

- 十一 当該小売供給に関する契約に契約電力又は契約電流容量の定めがある場合にあつては、これらの値又は決定方法
- 十二 供給電圧及び周波数
- 十三 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 十四 当該小売供給に係る料金その他の当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの支払方法
- 十五 当該小売供給に関する契約に期間の定めがある場合にあつては、当該期間
- 十六 当該小売供給に関する契約に期間の定めがある場合にあつては、当該小売供給に関する契約の更新に関する事項
- 十七 当該小売供給の相手方が当該小売供給に関する契約の変更又は解除の申出を行おうとする場合における当該登録特定送配電事業者（当該契約媒介業者等が当該小売供給に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、当該契約媒介業者等を含む。）の連絡先及びこれらの方法
- 十八 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に期間の制限がある場合にあつては、その内容
- 十九 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に伴う違約金その他の当該小売供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容
- 二十 前二号に掲げるもののほか、当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給に関する契約の変更又は解除に係る条件等がある場合にあつては、その内容
- 二十一 当該登録特定送配電事業者からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に関する事項
- 二十二 その小売供給を行う事業の用に供する発電用の電気工

作物の原動力の種類その他の事項をその行う小売供給の特性とする場合又は当該契約媒介業者等が登録特定送配電事業者が行う小売供給（その小売供給を行う事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の事項をその行う小売供給の特性とするものに限る。）に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その内容及び根拠

二十三 当該小売供給の相手方の電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に制限がある場合にあつては、その内容

二十四 前各号に掲げるもののほか、当該小売供給に係る重要な供給条件がある場合にあつては、その内容

2 第三条の十二第二項の規定は、登録特定送配電事業者（特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達し、当該調達した再生可能エネルギー電気について交付金の交付を受けている登録特定送配電事業者に限る。）及び当該登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介等を業として行う者に準用する。

3 登録特定送配電事業者又は登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の取次ぎを業として行う者（以下この条及び次条において「取次業者」という。）が既に締結されている小売供給に関する契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十五号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小

売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるものとする。ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給に関する契約の内容的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要について行えば足りるものとする。ただし、当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

6 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の書面を交付することなく電話により法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

二 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給に関する契約を更新しようとする場合であつて、法

第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の書面を交付することなく法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

三 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給に関する契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給に関する契約の内容的実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）であつて、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の書面を交付することなく法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

7 | 登録特定送配電事業者等は、前項第一号に掲げる場合においては、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明を行った後遅滞なく、小売供給を受けようとする者に対し、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の書面を交付しなければならない。

8 | 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項とする。

9 | 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第

一項第十五号に掲げる事項とする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明として、登録特定送配電事業者等が同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

10) 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものとする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明として、登録特定送配電事業者等が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

11) 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給に関する契約の内容的な実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明として、登録特定送配電事業者等が当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

12| 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法
第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げ
るものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受けよう
とする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面
を作成することができるもの

二 当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備
えられたファイルに記録された第八項、第九項本文、第十項
本文又は前項本文に規定する事項（以下この条において「説
明時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給
を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けよ
うとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面
を作成することができない場合にあっては、当該ファイルに
記録された説明時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給
を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファ
イルに記録された説明時交付事項を、その記録された日から
起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他の記録媒体に説
明時交付事項を記録したものを交付する方法

13| 登録特定送配電事業者等は、法第二十七条の二十六第三項に
おいて読み替えて準用する法第二条の十三第三項の規定によ
り、前項各号に掲げる方法により説明時交付事項を提供した場
合において、小売供給を受けようとする者からの求めがあつた
ときは、その者に対し、説明時交付事項を記載した書面を交
付するよう努めなければならない。

（書面の交付）

第四十五条の十六 法第二十七条の二十六第三項において読み替

（新設）

えて準用する法第二条の第十四第一項の経済産業省令で定める場合は、登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給に関する契約を変更した場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をした場合に限る。）であつて、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の第十四第一項の書面を交付しないことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の第十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該登録特定送配電事業者の登録番号

二 当該契約媒介業者等が当該小売供給に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨

三 前条第三号から第二十四号まで（第五号を除く。）に掲げる事項（登録特定送配電事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合にあつては、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができ時間帯を除く。）

3 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の第十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項第十五号に掲げる事項とする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の第十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに前条第一項第十五号に掲げる事項のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限り

でない。

4 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（第一項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものとす。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ない場合には、この限りでない。

5 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項各号に掲げる事項又は第三項本文若しくは前項本文に規定する事項（以下この条において「契約締結時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあっては、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線

を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの)

三 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法

6 登録特定送配電事業者等は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の第十四第二項の規定により、前項各号に掲げる方法により契約締結時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあつたときは、その者に対し、契約締結時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

(電磁的方法の種類及び内容)

第四十五条の十七 令第三条第一項において準用する令第二条第一項(令第三条第二項において準用する令第二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 第四十五条の十五第十二項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、登録特定送配電事業者等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(登録特定送配電事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第四十五条の十八 令第三条第一項において準用する令第二条第一項(令第三条第二項において準用する令第二条第三項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済

(新設)

(新設)

産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子メールを送信する方法であつて、登録特定送配電事業者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
- 二 当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供し、当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法
- 三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

第五節 発電事業

(発電事業の届出)

第四十五条の十九 法第二十七条の二十七第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の十七の発電事業届出書を提出しなければならない。

2 法第二十七条の二十七第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 二 特定発電用電気工作物ごとの接続最大電力及び出力
- 三 専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物であつて、法第二十八条の三第一項の規定による接続に係るものを有する場合にあつては、当該電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

(新設)

(新設)

四 一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するため
の電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合
にあつては、その供給の相手方及びその内容

3 法第二十七条の二十七第二項の経済産業省令で定める書類は
、次に掲げるものとする。

一 発電事業の用に供する電気工作物の概要を記載した書面
二 一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するため
の電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合
にあつては、その供給の相手方との契約書の写し

三 届出者が推進機関の会員でない場合にあつては、当該届出
者が推進機関に加入する手続をとつたことを証する書類

4 法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をしようとする
者は、様式第三十一の十八の発電事業変更届出書に変更を必
要とする理由を記載した書面を添えて提出しなければならない。

(発電事業者の地位の承継の届出)

第四十五条の二十 法第二十七条の二十九において準用する法第
二条の七第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする
者は、様式第三十一の十九の発電事業承継届出書を提出しな
ければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第四十五条の二十一 法第二十七条の二十九において準用する法
第二十七条の二十五第一項の規定による事業の休止又は廃止の
届出をしようとする者は、様式第三十一の二十の発電事業休止
(廃止)届出書に休止又は廃止を必要とする理由を記載した書
類を添えて提出しなければならない。

(新設)

(新設)

2| 法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第二項の規定による発電事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の解散届出書を提出しなければならない。

第六節 特定供給

(構内の定義)

第四十五条の二十二 法第二十七条の三十一第一項第一号の経済産業省令で定める構内は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 柵、塀その他の客観的な遮断物によつて明確に区画された一の構内
- 二 隣接する複数の前号に定める構内であつて、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの

(特定供給の許可申請)

第四十五条の二十三 法第二十七条の三十一第二項の申請書は、様式第三十一の二十二によるものとする。

2| 法第二十七条の三十一第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 供給を必要とする理由を記載した書類
- 二 供給の相手方との契約書の写し
- 三 電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と次条で定める関係を有することに関する説明書
- 四 送電関係一覽図

3| 法第二十七条の三十一第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 供給する電力及び電力量
- 二 供給開始予定年月日

(密接な関係)

第四十五条の二十四 法第二十七条の三十一第三項第一号の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等におけるもの
- 二 取引等（前号の生産工程におけるものを除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれるもの
- 三 自らが維持し、及び運用する電線路を介して電気を供給する事業を営もうとする場合にあつては、共同して組合を設立し、かつ、当該組合が長期にわたり存続することが見込まれるもの

(特定供給の変更届出)

第四十五条の二十五 法第二十七条の三十一第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十三の特定供給変更届出書にその変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

(特定供給の廃止届出)

第四十五条の二十六 法第二十七条の三十一第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十四の特定供給廃止届出書を提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

第七節 広域的運営

第一款 特定自家用電気工作物設置者の届出

(特定自家用電気工作物)

第四十五条の二十七 (略)

(特定自家用電気工作物設置者の届出)

第四十五条の二十八 法第二十八条の三第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十五の特定自家用電気工作物接続届出書を提出しなければならない。

2 法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二 特定自家用電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数、出力及びその用途

三 逆流防止装置(特定自家用電気工作物の発電に係る電気を、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に送電できないようにするための装置をいう。以下同じ。)の有無

3 法第二十八条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

一 当該届出が法第二十八条の三第二項第一号に係るものである場合 様式第三十一の二十六の特定自家用電気工作物設置者変更届出書

二 当該届出が法第二十八条の三第二項第二号に係るものである場合 様式第三十一の二十七の特定自家用電気工作物の要

(新設)

(新設)

(特定自家用電気工作物)

第四十五条の四 (略)

(特定自家用電気工作物設置者の届出)

第四十五条の五 法第二十八条の三第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の六の特定自家用電気工作物接続届出書を提出しなければならない。

2 法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(新設)

一 特定自家用電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

二 逆流防止装置(特定自家用電気工作物の発電に係る電気を、一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路に送電できないようにするための装置をいう。以下同じ。)の有無

3 法第二十八条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

一 当該届出が法第二十八条の三第二項第一号に係るものである場合 様式第三十一の七の特定自家用電気工作物設置者変更届出書

二 当該届出が法第二十八条の三第二項第二号に係るものである場合 様式第三十一の八の特定自家用電気工作物の要件に

件に該当しなくなった場合の届出書

三 当該届出が法第二十八条の第三項第三号に係るものである場合 様式第三十一の二十八の特定自家用電気工作物が一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続されている状態でなくなった場合の届出書

第二款 供給計画

(供給計画の届出)

第四十六条 法第二十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に定める期間における計画を記載した様式第三十二の供給計画届出書を提出しなければならない。

小売電気事業者		初年度以降 十年間
一	年度別の最大電力の供給に関すること	
二	年度別の電力量の供給に関すること	
三	電気の取引（振替供給、接続供給、特定供給及び法第二十七条の三十一第一項第一号の規定による電気の供給を除く。以下この条において同じ。）に関すること	

該当しなくなった場合の届出書

三 当該届出が法第二十八条の第三項第三号に係るものである場合 様式第三十一の九の特定自家用電気工作物が一般電気事業者の電線路と電氣的に接続されている状態でなくなった場合の届出書

(新設)

(供給計画の届出)

第四十六条 法第二十九条第一項の規定による届出をしようとする者（以下この条において「供給計画届出者」という。）は、次の各号に掲げる事項（卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者にあつては、第二号ホ及びへに掲げる事項を除く。）について当該各号に定める期間における計画を記載した様式第三十二の供給計画届出書を提出しなければならない。

- 一 電気の供給（振替供給、接続供給及び特定供給並びに法第二十七条第一項第一号に掲げる電気の供給を除く。以下この項において同じ。）に関する事項
イ 年度別の最大電力の供給に関すること 初年度以降十年間
- ロ 年度別の電力量の供給に関すること 初年度以降十年間
- ハ 月別の最大電力の供給に関すること 初年度
- ニ 月別の電力量の供給に関すること 初年度
- イ 電気工作物の設置及び運用についての事項
初年度以降十年間

登録特定	特定送配 電事業者	送電事業 者	一般送配 電事業者	
一 年度別の最大電力の供給に	使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関する事	使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関する事	一 年度別の最大電力の供給に関する事 二 年度別の電力量の供給に関する事 三 使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関する事 四 電気の取引に関する事	一 月別の最大電力の供給に関する事 二 月別の電力量の供給に関する事
初年度以降	初年度以降 十年間	初年度以降 十年間	初年度 十年間	初年度

- ロ 使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関する事 初年度以降十年間
- ハ 第十一年度以降に使用を開始し、又は能力を変更する発電所であつて、第十年度以内に着工するものうち出力三十五万キロワット以上のもの（能力を変更するものにあつては、その変更する出力が三十五万キロワット以上のものに限る。）に関する事 第十一年度以降
- ニ 電気の取引（振替供給、接続供給及び特定供給並びに法第十七条第一項第一号に掲げる電気の供給を除く。以下この号において同じ。）に関する事 初年度以降十年間
- ホ 初年度において実施する法第二十二條第一項第一号の入札による電気の調達規模及び調達期間に関する事 初年度以降十年間
- ヘ 第二年度以降九年度において実施する法第二十二條第一項第一号の入札による電気の調達規模及び調達期間に関する事 第二年度以降九年度

送配電事業者	<ul style="list-style-type: none"> 一 月別の最大電力の供給に関する事 二 月別の電力量の供給に関する事 三 使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関する事 四 電気の取引に関する事 	十年間
発電事業者	<ul style="list-style-type: none"> 一 年度別の最大電力の供給に関する事 二 年度別の電力量の供給に関する事 三 使用を開始し、又は能力を変更する発電所に関する事 四 電気の取引に関する事 	初年度 初年度以降 十年間
<ul style="list-style-type: none"> 一 月別の最大電力の供給に関する事 二 月別の電力量の供給に関する事 	初年度	
<ul style="list-style-type: none"> 一 第十一年度以降に使用を開始し、又は能力を変更する発電所 	第十一年度以降	

あつて、第十年度以内に着工するものうち出力三十五キロワット以上のもの（能力を変更するものにあつては、その変更する出力が三十五キロワット以上のものに限る。）に関する

こと

2 | 前項の供給計画届出書には、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

<p>小売電気事業者</p>	<p>一 様式第三十六の初年度における電気の取引に関する計画書 二 様式第三十八の三の初年度以降十年間における会社間連系線の利用計画書</p>
<p>一般送配電事業者</p>	<p>一 様式第三十六の初年度における電気の取引に関する計画書 二 供給区域内において行う電気の供給に対する需要について記載した様式第三十三の供給区域需要電力想定書 三 供給区域における周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力確保状況について記載した様式第三十三の二の調整力確保計画書 四 供給区域における周波数の標準周波数に比した変動の割合について、前年度の実績を記載した様式第三十七の周波数滞在率実</p>

2 | 前項の届出書には、次の書類（卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者にあつては、第一号イ及びロ、第四号並びに第五号の書類を除く。）を添付しなければならない。

- 一 前項第一号に規定する事項に関する次の書類
 - イ 供給計画届出者が自らの供給区域内において行う電気の供給（振替供給及び特定供給並びに法第十七条第一項第一号に掲げる電気の供給を除く。）に対する需要について記載した様式第三十三の供給区域需要電力想定書
 - ロ 供給計画届出者が行う電気の供給（振替供給、接続供給及び特定供給並びに法第十七条第一項第一号に掲げる電気の供給を除く。）に対する需要について記載した様式第三十三の二の自社需要電力想定書
 - ハ 様式第三十四の初年度における発電所別発電計画明細書
 - ニ 様式第三十五の初年度における火力発電所燃料計画明細書
 - ホ 様式第三十六の初年度における電気の取引に関する計画書
- 二 前項第二号イに規定する事項に関する発電原価及びその内訳を記載した書類（既に添付されたものから変更がないもの、既に着工したものの、落札した供給条件に対応する発電

<p>送電事業者</p>	<p>送電事業者</p>	<p>送電事業者</p>	<p>送電事業者</p>
<p>一 様式第三十六の初年度における電気の取</p>	<p>一 様式第三十六の初年度における電気の取引に関する計画書 二 様式第三十八の三の初年度以降十年間における会社間連系線の利用計画書 三 様式第三十八の初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載した書類</p>	<p>様式第三十八の初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載した書類</p>	<p>五 様式第三十八の初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載した書面 六 初年度及び第五年度の最大需要電力発生時における電力潮流の状況を記載した書類 七 様式第三十八の二の初年度、第五年度及び第十年度の会社間連系線ごとの送電容量並びに最大需要電力発生時における運用容量及び受給電力を記載した書類</p>

<p>所に係るもの及び出力一万キロワット未満の発電所であつて、ダムを伴わない水力発電所（前項第二号イに規定する使用の開始又は能力の変更により河川の流況に変化が生じないものに限る。）、火力発電所、燃料電池発電所、風力発電所、太陽光発電所、地熱発電所、バイオマス発電所、廃棄物発電所又は全国的な電力系統に連系していない離島（沖繩本島を除く。）における発電所に係るものを除く。</p> <p>三 様式第三十八の初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載した書類</p> <p>四 初年度及び第五年度の最大需要電力発生時における電力潮流の状況を記載した書類</p> <p>五 様式第三十八の二の初年度、第五年度及び第十年度の会社間連系線ごとの送電容量並びに最大需要電力発生時における運用容量及び受給電力を記載した書類</p>
--

者

引に関する計画書

二 様式第三十八の三の初年度以降十年間における会社間連系線の利用計画書

三 様式第三十四の初年度における発電所別

発電計画明細書

四 様式第三十五の初年度における火力発電

所燃料計画明細書

3 法第二十九条第二項の規定により推進機関が供給計画を送付しようとするときは、様式第三十八の四の供給計画取りまとめ送付書に従い、これを行わなければならない。

4 法第二十九条第三項の規定による供給計画の変更の届出をしようとする者は、様式第三十九の供給計画変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類及び当該変更に係る第二項の表下欄に掲げる書類の変更の内容を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(広域的運営を図るために必要な措置)

第四十六条の三 法第二十九条第六項第五号の経済産業省令で定める措置は、一般送配電事業者及び送電事業者に対して行う次に掲げる措置とする。

一・二 (略)

(供給命令等の実施細目に関する裁定の申請)

第四十七条 法第三十二条において準用する法第二十五条第二項の裁定を申請しようとする者は、様式第二十八の裁定申請書に協議の経過に関する説明書を添えて提出しなければならない。

3 法第二十九条第二項の規定により推進機関が供給計画を送付しようとするときは、様式第三十八の三の供給計画取りまとめ送付書に従い、これを行わなければならない。

4 法第二十九条第三項の規定による供給計画の変更の届出をしようとする者は、様式第三十九の供給計画変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類及び当該変更に係る前項各号の書類の変更の内容を添えて提出しなければならない。

(広域的運営を図るために必要な措置)

第四十六条の三 法第二十九条第六項第五号の経済産業省令で定める措置は、一般電気事業者及び卸電気事業者に対して行う次に掲げる措置とする。

一・二 (略)

(供給命令等の実施細目に関する裁定の申請)

第四十七条 法第三十二条第一項の裁定を申請しようとする者は、様式第四十の裁定申請書に協議の経過に関する説明書を添えて提出しなければならない。

(削る)

(賦課金額に係る手続の特例)
第四十七条の二、第二十三条、第二十四条、第二十四条の三、第二十四条の五、第二十六条、第二十六条の三、第二十七条、第三十四条及び第四十三条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、賦課金額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、賦課金額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出しなければならない。

(削る)

(消費税等相当額の表示に係る手続の特例)

第四十七条の三、第二十三条、第二十四条、第二十四条の三、第二十四条の五、第二十六条、第二十六条の三、第二十七条、第二十八条、第三十二条の三、第三十四条、第三十六条、第四十条、第四十二条の四及び第四十三条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、消費税等相当額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出しなければならない。

第八節 あつせん及び仲裁

(あつせん及び仲裁に関する通知の方法)

第四十七条の二、令第七条、第八条第二項、第十条第二項及び第十一條(これらの規定を令第十二条第二項において準用する場合を含む。)並びに第十二条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。

2 令第七条第一項の規定による通知をする場合には、同項の申

第三節 あつせん及び仲裁

(あつせん及び仲裁に関する通知の方法)

第四十七条の三の二、令第二条の四、第二条の五第二項、第二条の七第二項及び第二条の八(これらの規定を令第二条の九第二項において準用する場合を含む。)並びに第二条の九第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。

2 令第二条の四第一項の規定による通知をする場合には、同項

請に係る申請書の写しを併せて送付しなければならない。

(名簿の記載事項)

第四十七条の三 令第九条の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 三 (略)

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第四十七条の四 令第十五条の規定による報告は、国の会計年度の経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

一 四 (略)

五 その他電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

(あっせんの申請)

第四十七条の五 法第三十五条第一項の規定によるあっせんの申請をしようとする者は、様式第四十の申請書を委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(仲裁の申請)

第四十七条の六 法第三十六条第一項の規定による仲裁の申請をしようとする者は、様式第四十の二の申請書を委員会に提出しなければならない。

2・3 (略)

(申請の方法)

の申請に係る申請書の写しを併せて送付しなければならない。

(名簿の記載事項)

第四十七条の三の三 令第二条の六の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 三 (略)

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第四十七条の三の四 令第二条の十二の規定による報告は、国の会計年度の経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

一 四 (略)

五 その他電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

(あっせんの申請)

第四十七条の三の五 法第三十七条の二第一項の規定によるあっせんの申請をしようとする者は、様式第四十の二の申請書を委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(仲裁の申請)

第四十七条の三の六 法第三十七条の三第一項の規定による仲裁の申請をしようとする者は、様式第四十の三の申請書を委員会に提出しなければならない。

2・3 (略)

(申請の方法)

第四十七条の七 法第三十五条第一項の規定によるあつせん又は法第三十六条第一項の規定による仲裁の申請をしようとする者は、当該申請を当該者の住所を管轄する経済産業局長又は沖繩総合事務局長を経由して行うことができる。

第三章 電気工作物

第一節 適用範囲及び定義

(適用範囲)

第四十七条の八 (略)

第四十八条の二 法第三十八条第四項第四号の主務省令で定める要件は、特定発電用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が二百万キロワット（沖繩電力株式会社の供給区域にあつては、十萬キロワット）を超えることとする。

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

(費用の負担等に関する裁定の申請)

第四十九条 第四十七条の規定は、法第四十一条第二項において準用する法第二十五条第二項の裁定を申請しようとする者に準用する。

(保安規程)

第五十条 法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。
一 事業用電気工作物であつて、一般送配電事業、送電事業又

第四十七条の三の七 法第三十七条の二第一項の規定によるあつせん又は第三十七条の三第一項の規定による仲裁の申請をしようとする者は、当該申請を当該者の住所を管轄する経済産業局長又は沖繩総合事務局長を経由して行うことができる。

第三章 電気工作物

第一節 適用範囲及び定義

(適用範囲)

第四十七条の四 (略)

(新設)

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

(費用の負担等に関する裁定の申請)

第四十九条 第四十七条の規定は、法第四十一条第二項において準用する法第三十二条第一項の裁定を申請しようとする者に準用する。

(保安規程)

第五十条 法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。
一 事業用電気工作物であつて、一般電気事業又は卸電気事業

は発電事業（法第三十八条第四項第四号に掲げる事業に限る。）の用に供するもの。

二 (略)

2 (略)

3 第一項第二号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物については発電所、変電所及び送電線路に係る次の事項について定めることをもって足りる。

一〜七 (略)

八 事業用電気工作物（使用前自主検査、溶接事業者検査若しくは定期事業者検査（以下「法定事業者検査」と総称する。）又は法第五十一条の二第一項若しくは第二項の確認（以下

「使用前自己確認」という。）を実施するものに限る。）の法定事業者検査又は使用前自己確認に係る実施体制及び記録の保存に関すること。

九 (略)

4 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者を除く。次項において同じ。）にあつては、前二項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一〜七 (略)

の用に供するもの

二 (略)

2 (略)

3 第一条第二号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物については発電所、変電所及び送電線路に係る次の事項について定めることをもって足りる。

一〜七 (略)

八 事業用電気工作物（使用前自主検査、溶接事業者検査又は定期事業者検査（以下「法定事業者検査」と総称する。）を実施するものに限る。）の法定事業者検査に係る実施体制及び記録の保存に関すること。

九 (略)

4 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内に電気事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（同法第六条第一項に規定する者を除く。次項において同じ。）にあつては、前二項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一〜七 (略)

5 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内において法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 (略)

7 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第

5 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内において電気事業者の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内に電気事業者の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（同法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 (略)

7 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において電気事業者の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第

一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 (略)

9 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

(免状交付事務に係る委託契約書の記載事項)

第五十六条の二 令第十八条第一号二の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(免状交付事務に係る公示)

一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内に電気事業者の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（同法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 (略)

9 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において電気事業者の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

(免状交付事務に係る委託契約書の記載事項)

第五十六条の二 令第四条第一号二の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(免状交付事務に係る公示)

第五十六条の三 令第十八条第二号の規定による公示は、次に掲げる事項を明らかにすることにより行うものとする。

一・二 (略)

(簡易な方法による環境影響評価)

第六十一条の二 法第四十六条の三の経済産業省令で定める簡易な方法は、次のとおりとする。

一 環境影響評価の項目については、別表第一の上欄に掲げる項目とすること。

二 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第三項に規定する第二種事業を行おうとする者に係る調査及び予測については、既存の文献又は資料の収集等により、別表第一の下欄に掲げる内容を行うものとする。

三 (略)

2 (略)

(添付書類の省略)

第六十七条 法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣(令第二十七条第三項の表第十六号の権限に係る事業用電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。第七十条において同じ。)がその認可の申請又は届出に係る事業用電気工作物の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第六十三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

第五十六条の三 令第四条第二号の規定による公示は、次に掲げる事項を明らかにすることにより行うものとする。

一・二 (略)

(簡易な方法による環境影響評価)

第六十一条の二 法第四十六条の三の経済産業省令で定める簡易な方法は、次のとおりとする。

一 環境影響評価の項目については、別表第一の上欄に掲げる項目とすること。

二 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第三項に規定する第二種事業を行おうとする者に係る調査及び予測については、既存の文献又は資料の収集等により、別表第一の下欄に掲げる内容を行うものとする。

三 (略)

2 (略)

(添付書類の省略)

第六十七条 法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣(令第九条の表第九号の権限に係る事業用電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。第七十条において同じ。)がその認可の申請又は届出に係る事業用電気工作物の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第六十三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

第七十二条 第七十条第二号の承認を受けようとする者は、様式第五十一の使用承認申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その申請に係る事業用電気工作物につき第二号又は第三号の書類を既に提出している場合であつて、その既に提出しているものと内容に変更がないときはこれらの書類を、添付することを要しない。

一～三 (略)

第七十三条の六の二 法第五十一条第三項の原子力を原動力とする発電用の事業用電気工作物以外の事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるものは、出力十五キロワット未満の火力発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第二十七条第三項の表第十七号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2 (略)

(設置者による事業用電気工作物の自己確認)

第七十四条 法第五十一条の二第一項の主務省令で定める事業用電気工作物は、別表第六に掲げる電気工作物とする。

第七十五条 法第五十一条の二第一項の主務省令で定めるときは、事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事を行った場合の当該工事に係る事業用電気工作物を使用するときとする。

第七十二条 第七十条第二号の承認を受けようとする者は、様式第五十一の使用承認申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その申請に係る事業用電気工作物につき第三号又は第四号の書類を既に提出している場合であつて、その既に提出しているものと内容に変更がないときはこれらの書類を、添付することを要しない。

一～三 (略)

第七十三条の六の二 法第五十一条第三項の原子力を原動力とする発電用の事業用電気工作物以外の事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるものは、出力十五キロワット未満の火力発電設備（内燃力を原動力とするものを除く。）に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第九条の表第九号の二の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2 (略)

第七十四条から第七十八条まで 削除

第七十六条 使用前自己確認は、電気工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第三十九条第一項の技術基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

第七十七条 法第五十一条の二第二項の主務省令で定める変更は、別表第七に掲げる電気工作物の変更とする。

第七十八条 法第五十一条の二第三項の届出をしようとする者は、様式第五十三の使用前自己確認結果届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて提出しなければならない。

- 一 使用前自己確認を行った年月日
 - 二 使用前自己確認の対象
 - 三 使用前自己確認の方法
 - 四 使用前自己確認の結果
 - 五 使用前自己確認を実施した者及び主任技術者の氏名
 - 六 使用前自己確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 - 七 当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類
- 2 | 使用前自己確認の結果の記録は、使用前自己確認を行った後五年間保存するものとする。ただし、使用前自己確認に係る事業用電気工作物を廃止した場合は、この限りでない。

(自家用電気工作物の使用開始の届出)

第八十七条 法第五十三条ただし書の主務省令で定める場合は、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出に係る電気工作物を他から譲り受け、又は借り受けて自

(自家用電気工作物の使用開始の届出)

第八十七条 法第五十三条ただし書の主務省令で定める場合は、次の場合以外の場合とする。

家用電気工作物として使用する場合以外の場合とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(準用)

第九十四条の五の二 第七十三条の六の二の規定は、法第五十五条第四項の原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の電気工作物であつて経済産業省令で定めるものに準用する。
この場合において、第七十三条の六の二第一項中「令第二十七条第三項の表第十七号」とあるのは「令第二十七条第三項の表第二十二号」と読み替えるものとする。

(一般用電気工作物の調査)

第九十六条 法第五十七条第一項の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続する一般用電気工作物が、当該電線路を介して供給される電気を使用するものである場合以外の場合

二 電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路が、災害その他非常の場合に、一時的に、当該電線路と直接に電氣的に接続する一般用電気工作物に供給される電気の電路となる場合

2| (略)

一 法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出に係る電気工作物を他から譲り受け、又は借り受けて自家用電気工作物として使用する場合

二 鉄道営業法、軌道法又は鉄道事業法が適用され又は準用される変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を使用する場合

三 電車線路、き電線路又は帰線を使用する場合

(準用)

第九十四条の五の二 第七十三条の六の二の規定は、法第五十五条第四項の原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の電気工作物であつて経済産業省令で定めるものに準用する。
この場合において、第七十三条の六の二第一項中「令第九条の表第九号の二」とあるのは「令第九条の表第十二号の二」と読み替えるものとする。

(一般用電気工作物の調査)

第九十六条 (新設)

(略)

第百一条 所轄産業保安監督部長は、次の場合には、当該登録点検業務受託法人の業務区域内の電線路維持運用者に、その旨を通知しなければならない。

一 三 (略)

第百二条 登録点検業務受託法人は、点検業務を受託する契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を、当該受託に係る電線路維持運用者に通知するものとする。契約が更新されたときも、同様とする。

一 三 (略)

2 登録点検業務受託法人は、契約期間満了前に契約が終了したときは、遅滞なく、その旨を当該受託に係る電線路維持運用者に通知するものとする。

第五章 卸電力取引所

(指定の申請)

第百三十二条の二 法第九十七条第一項の規定により卸電力取引所の指定を受けようとする者(以下この条において「指定申請者」という。)は、様式第八十三の四の卸電力取引所指定申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 三 市場開設業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類

イ 市場開設業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員
の確保の状況に関する事項

第百一条 所轄産業保安監督部長は、次の場合には、当該登録点検業務受託法人の業務区域内の一般用電気工作物において使用する電気を供給する者に、その旨を通知しなければならない。

一 三 (略)

第百二条 登録点検業務受託法人は、点検業務を受託する契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を、当該受託電気工作物において使用する電気を供給する者に通知するものとする。契約が更新されたときも、同様とする。

一 三 (略)

2 登録点検業務受託法人は、契約期間満了前に契約が終了したときは、遅滞なく、その旨を当該受託電気工作物において使用する電気を供給する者に通知するものとする。

(新設)

(新設)

-
- ロ 市場開設業務の実施内容に関する事項
 - 四 市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を示すものとして次の事項を記載した書類
 - イ 経理的及び技術的な基礎を有する旨を説明した事項
 - ロ 売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するための基準及びその方法に関する事項
 - ハ 市場開設業務に用いる電子計算機等の設備の概要及びその所有又は借入れの別並びに当該設備に関する整備計画に関する事項
 - 五 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 - 六 災害等が発生した場合における業務の継続に関する計画
 - 七 役員の氏名及び履歴を記載した書類
 - 八 職員の氏名及び履歴を記載した書類
 - 九 その代表権を有する役員及び常勤の役員が取引参加者との利害関係を有していないことを誓約する書類
 - 十 役員を選任方法を記載した書類
 - 十一 役員及び職員並びにこれらの職にあつた者の行動規範を記載した書類
 - 十二 役員及び職員の配置の見込み並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書類
 - 十三 指定申請者が市場開設業務外の業務を行う場合には、当該業務の概要及び当該業務が市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないことを説明した書類
 - 十四 役員が法第九十七条第一項第六号イ又はロに該当しないことを誓約する書類
-

2| 経済産業大臣は、前項各号に掲げるもののほか、指定申請者
| に対し、指定のために必要な書類の提出を求めることができる
| 。

(名称等の変更の届出)

第百三十二条の三 卸電力取引所は、法第九十七条第二項の規定
| による名称若しくは住所又は市場開設業務を行う事務所の所在
| 地の変更の届出をしようとするときは、様式第八十三の五の卸
| 電力取引所名称等変更届出書を提出しなければならない。

(業務規程の認可の申請等)

第百三十二条の四 卸電力取引所は、法第九十九条第一項前段の
| 規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第八
| 十三の六の業務規程認可申請書に業務規程を添えて提出しな
| ければならない。

2| 卸電力取引所は、法第九十九条第一項後段の規定により業務
| 規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第八十三の七
| の業務規程変更認可申請書に変更後の業務規程を添えて提出し
| なければならない。

(業務規程の記載事項)

第百三十二条の五 法第九十九条第三項の経済産業省令で定める
| 事項は、次のとおりとする。

一 市場開設業務を行う時間及び休日(当該時間及び休日がス
| ポット市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受
| け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引
| 所において開設される市場ごとに異なる場合にあつては、当
| 該市場ごとの時間及び休日)に関する事項

(新設)

(新設)

(新設)

- 二 市場開設業務を行う事務所の所在地
- 三 売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事項
- 四 卸電力取引市場の種類に関する事項
- 五 売買取引の方法（当該方法がスポット市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあつては、当該市場ごとの方法）に関する事項
- 六 売買取引の決済に関する事項
- 七 売買取引の手数料に関する事項
- 八 債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びその管理の方法に関する事項
- 九 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益の管理に関する事項
- 十 売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形されている場合における当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事項
- 十一 市場開設業務の実施体制に関する事項
- 十二 卸電力取引市場の監視の方法に関する事項
- 十三 取引参加者に対する処分に関する事項
- 十四 売買取引の実施方法に関する取引参加者からの助言又は意見の聴取に関する事項
- 十五 前各号に掲げるもののほか、市場開設業務の実施に關し必要な事項

（業務規程の認可の基準）

第三百三十二条の六 法第九十九条第三項の認可の基準は、法第九

（新設）

十八条第一号及び第二号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

(売買取引数量等の公表)

第三百三十二条の七 法第九十九条の四の経済産業省令で定める事項は、スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯における電力の売渡しに係る入札数量及び当該時間における電力の買入れに係る入札数量とする。

2 法第九十九条の四の「売買取引の数量及び価格」とは、次の表の上欄に掲げる市場の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

<p>スポット市場</p>	<p>一 スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯ごとの売買取引の数量</p> <p>二 一の時間帯における売買取引の価格(地域によって売買取引の価格が異なる場合の価格を含む。)</p>
<p>一 時間帯市場</p>	<p>一 スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる特定の時間帯と同一の時間帯における売買取引の数量</p> <p>二 一の時間帯における売買取引の価格を当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した金額</p>
<p>翌々日以降の特</p>	<p>一 商品ごとの売買取引の数量</p>

(新設)

定の時間帯に受
け渡される電気
を対象として取
引する市場

二 商品ごとの売買取引の価格を当該商
品の売買取引の数量により加重平均し
た金額

3 法第九十九条の四の規定による公表は、インターネットを利用することにより、前二項に規定する事項 について日々行うとともに、その月間及び年間の合計値について確定後遅滞なく行わなければならない。

(事業計画等の認可の申請)

第三百三十二条の八 卸電力取引所は、法第九十九条の六第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、様式第八十三の八の卸電力取引所事業計画及び収支予算認可申請書に次に掲げる書類を添えて、毎事業年度開始日の一月前までに（法第九十七条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞なく）、これを提出しなければならない。

一 事業計画書
二 収支予算書

三 前事業年度末の予定貸借対照表

四 当該事業年度末の予定貸借対照表

五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

2 卸電力取引所は、法第九十九条の六第一項後段の規定により事業計画及び収支予算の変更の認可を受けようとするときは、様式第八十三の九の卸電力取引所事業計画（収支予算）変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて提出しなければならない。この場合において、収支予算の変更が前項第四

(新設)

号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第三百三十二条の九 卸電力取引所は、法第九十九条の六第二項の規定により毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を提出しようとするときは、その事業年度末の貸借対照表を添えて、これを行わなければならない。

(市場開設業務の休廃止)

第三百三十二条の十 卸電力取引所は、法第九十九条の七第一項の規定により市場開設業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、様式第八十三の十の市場開設業務休止(廃止)許可申請書を提出しなければならない。

(役員を選任等の認可の申請)

第三百三十二条の十一 卸電力取引所は、法第九十九条の八の規定による役員を選任又は解任の認可を受けようとするときは、様式第八十三の十一の役員選任(解任)認可申請書に選任又は解任の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

第六章 雑則

(削る)

(新設)

(新設)

(新設)

第五章 雑則

(公聴会)

第三百三十四条 経済産業大臣は、法第八十八条の規定により公聴会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を告示しなければならない。

- 2 公聴会は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する。
- 3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の十四日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、公聴会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。
- 5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に公聴会に出席を求めることができる。
- 6 公聴会においては、第四項の規定による指定を受けた者又は前項の規定により公聴会に出席を求められた者以外の者は意見を述べることができない。
- 7 第四項の規定による指定を受けた者又は第五項の規定により公聴会に出席を求められた者は、病気その他の事故により公聴会に出席することができないときは、意見を記載した書類を議長に提出することができる。
- 8 公聴会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするとき、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 議長は、公聴会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により公聴会に出席を求められた者に通知しなければならない。

(聴聞)

第三百三十五条 (略)

2 経済産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の許可の申請をした者のうちから、聴聞に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

(意見の聴取)

第三百三十六条 (略)

2 経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の内容を審査請求人に対し通知しなければならない。

3 (略)

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。

6 意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び前項の規定による意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。

7 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

(聴聞)

第三百三十五条 (略)

2 前条第四項の規定は、聴聞に準用する。この場合において、「前項の規定による届出」とあるのは、「行政手続法第十七条第一項の許可の申請」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第三百三十六条 (略)

(新設)

2 (略)

(新設)

(新設)

3 意見聴取会においては、異議申立人若しくは審査請求人、参加人、第七項において準用する第三百三十四条第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び第七項において準用する同条第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。

4 意見聴取会においては、議長は、最初に異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人に異議申立て又は審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

8| 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもって前項の規定による陳述に代えることができる。

9| 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。

10| 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

11| 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

(削る)

(申請書等の写しの提出)

第三百三十八条 経済産業大臣に対し次の表の上欄に掲げる申請又は届出をしようとする者は、その申請又は届出に係る書類の写し一通をそれぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長に提出しなければならない。

一 法第三条及び第二十七条の四の許可の申請

申請に係る電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長

二〜四 (略)

(略)

5| 意見聴取会において異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人が出席しないときは、議長は、異議申立書又は審査請求書の朗読をもって前項の規定による陳述に代えることができる。

6| 異議申立人若しくは審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

7| 第三百三十四条第四項、第五項、第八項及び第九項並びに前条第一項の規定は、意見聴取会に準用する。

(申請書等の写しの提出)

第三百三十八条 経済産業大臣に対し次の表の上欄に掲げる申請又は届出をしようとする者は、その申請又は届出に係る書類の写し一通をそれぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長に提出しなければならない。

一 法第三条第一項の許可の申請

申請に係る電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長

二〜四 (略)

(略)

附則

(一)の需要場所の特例)

第十七条 第三条第二項第一号から第三号までに掲げる一の需要場所(以下この条において「原需要場所」という。)において、次の各号に掲げる設備(当該設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。)が設置されている場所を含む必要最小限の場所(以下この条において「特例需要場所」という。)については、当該各号に定める要件を満たし、かつ、当該設備の設置に際し、当該設備に係る電気の使用者又は小売電気事業者から一般送配電事業者に対して申出があつたときは、同項の規定にかかわらず、当分の間、原需要場所における次の各号に掲げる設備につきそれぞれ一に限り、一の需要場所とみなす。

一 電気自動車専用急速充電設備(電気自動車(電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。以下この条において同じ。)に搭載された蓄電池に相当程度短時間で当該蓄電池の容量のうち相当量を充電することができる設備であつて、絶縁変圧器、整流器、電気自動車に搭載された専用電子計算機から発信される制御指令信号に基づき電気の供給量を自動的に制御するための装置及び充電用コネクタから構成されるものをいう。以下この条において同じ。)イからハまでに掲げる要件を満たすこと

イ 公道に面している等、特例需要場所への一般送配電事業者の検針、保守、保安等の業務のための立入りが容易に可

附則

(一)の需要場所の特例)

第十七条 第二条の二第二項第一号から第三号までに掲げる一の需要場所(以下この条において「原需要場所」という。)において、次の各号に掲げる設備(当該設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。)が設置されている場所を含む必要最小限の場所(以下この条において「特例需要場所」という。)については、当該各号に定める要件を満たし、かつ、当該設備の設置に際し、当該設備に係る電気の使用者又は特定規模電気事業者から一般電気事業者に対して申出があつたときは、同項の規定にかかわらず、当分の間、原需要場所における次の各号に掲げる設備につきそれぞれ一に限り、一の需要場所とみなす。

一 電気自動車専用急速充電設備(電気自動車(電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。)に搭載された蓄電池に相当程度短時間で当該蓄電池の容量のうち相当量を充電することができる設備であつて、絶縁変圧器、整流器、電気自動車に搭載された専用電子計算機から発信される制御指令信号に基づき電気の供給量を自動的に制御するための装置及び充電用コネクタから構成されるものをいう。以下この条において同じ。)イからハまでに掲げる要件を満たすこと

イ 公道に面している等、特例需要場所への一般電気事業者の検針、保守、保安等の業務のための立入りが容易に可能

能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般送配電事業者の立入りに支障が生じないこと。

ロ (略)

ハ 特例需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該電気自動車専用急速充電設備に係る電気の利用者又は小売電気事業者が負担するものであること。

二 再エネ特措法第三条第二項に規定する認定発電設備（以下この条において単に「認定発電設備」という。）イからニまでに掲げる要件を満たすこと

イ (略)

ロ 公道に面している等、特例需要場所への一般送配電事業者の検針、保守、保安等の業務のための立入り（認定発電設備の全部又は一部が壁面等に設置されている場合にあつては当該認定発電設備付近への一般送配電事業者の立入り）が容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般送配電事業者の立入りに支障が生じないこと。

ハ (略)

ニ 特例需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該認定発電設備に係る電気の利用者又は小売電気事業者が負担するものであること。

2 二の第三条第二項第二号に掲げる場所である高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社が管理するサービスエリア又はパーキングエリア（以下この条において「サービスエリア等」という。）から成る第三条第二項第三号に掲げる一の需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に電気自動車専用急速充電設備が設置されている場合にあつては、当該電気自動車専用急速充電設備（当該電気自動

であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般電気事業者の立入りに支障が生じないこと。

ロ (略)

ハ 特例需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該電気自動車専用急速充電設備に係る電気の利用者又は特定規模電気事業者が負担するものであること。

二 再エネ特措法第三条第二項に規定する認定発電設備（以下この条において単に「認定発電設備」という。）イからニまでに掲げる要件を満たすこと

イ (略)

ロ 公道に面している等、特例需要場所への一般電気事業者の検針、保守、保安等の業務のための立入り（認定発電設備の全部又は一部が壁面等に設置されている場合にあつては当該認定発電設備付近への一般電気事業者の立入り）が容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般電気事業者の立入りに支障が生じないこと。

ハ (略)

ニ 特例需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該認定発電設備に係る電気の利用者又は特定規模電気事業者が負担するものであること。

2 二の第二条の二第二項第二号に掲げる場所である高速道路株式会社が管理するサービスエリア又はパーキングエリア（以下この条において「サービスエリア等」という。）から成る第二条の二第二項第三号に掲げる一の需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に電気自動車専用急速充電設備が設置されている場合にあつては、当該電気自動車専用急速充電設備（当該

車専用急速充電設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。)が設置されている場所を含む必要最小限の場所(以下この条において「特別需要場所」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、当該電気自動車専用急速充電設備の設置に際し、当該電気自動車専用急速充電設備に係る電気の利用者又は小売電気事業者から一般送配電事業者に対して申出があったときは、同項及び前項の規定にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等における電気自動車専用急速充電設備につきそれぞれ一に限り、一の需要場所とみなす。

一 特別需要場所への一般送配電事業者の検針、保守、保安等の業務のための立入りが容易に可能であり、かつ、特別需要場所以外のサービスエリア等への一般送配電事業者の立入りに支障が生じないこと。

二 (略)

三 特別需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該電気自動車専用急速充電設備に係る電気の利用者又は小売電気事業者が負担するものであること。

3 | 前二項(第一項第二号を除く。)の規定の適用については、
一 電気自動車専用急速充電設備に併設された設備であつて、次の各号のいずれにも該当するものは、当該電気自動車専用急速充電設備と合わせて一の電気自動車専用急速充電設備とみなす。

一 電気自動車に搭載された蓄電池に充電することができる設備(相当程度短時間で当該蓄電池の容量のうち相当量を充電することができるものを除く。)であること。

二 第一項第一号イからハまでに掲げる要件を満たすこと。

4 | 第三条第二項の規定にかかわらず、第一項の場合においては

電気自動車専用急速充電設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。)が設置されている場所を含む必要最小限の場所(以下この条において「特別需要場所」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、当該電気自動車専用急速充電設備の設置に際し、当該電気自動車専用急速充電設備に係る電気の利用者又は特定規模電気事業者から一般電気事業者に対して申出があったときは、同項及び前項の規定にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等における電気自動車専用急速充電設備につきそれぞれ一に限り、一の需要場所とみなす。

一 特別需要場所への一般電気事業者の検針、保守、保安等の業務のための立入りが容易に可能であり、かつ、特別需要場所以外のサービスエリア等への一般電気事業者の立入りに支障が生じないこと。

二 (略)

三 特別需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該電気自動車専用急速充電設備に係る電気の利用者又は特定規模電気事業者が負担するものであること。
(新設)

3 | 第二条の二第二項の規定にかかわらず、第一項の場合におい

原需要場所から特例需要場所を除いた場所を、前項の場合においては二のサービスエリア等から成る同条第二項第三号に掲げる一の需要場所から特別需要場所を除いた場所を、それぞれの需要場所とみなす。

ては原需要場所から特例需要場所を除いた場所を、前項の場合において二のサービスエリア等から成る同条第二項第三号に掲げる一の需要場所から特別需要場所を除いた場所を、それぞれの需要場所とみなす。